

第 3 期

碧南市子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年度 ＞ 令和 1 1 年度

令和 7 年 3 月
碧 南 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	4
1 碧南市の状況	4
2 アンケート調査結果からみえる現状	14
3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	27
第3章 計画が目指す将来像	30
1 計画の基本理念	30
2 計画の体系	31
第4章 事業計画	32
1 量の見込みの算出にあたって	32
2 施策の展開	34
(1) ニーズの変化をとらえた保育・教育の確保	34
【教育・保育】	34
① 幼児期の教育・保育	34
② 認定区分	35
【地域子ども・子育て支援事業】	38
① 時間外保育事業	38
② 一時預かり事業	39
③ 病児保育事業	40
④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	41
(2) 子どもの放課後等の居場所づくり	42
【地域子ども・子育て支援事業】	42
① 放課後児童健全育成事業	42
② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	42
③ 児童センター・こどもプラザ運営事業	43

（３）子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的・	
総合的な取組の展開	44
【地域子ども・子育て支援事業】	44
① 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	44
② 子育て支援センター事業	45
③ 利用者支援事業	46
④ 妊婦等包括相談支援事業	47
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	48
⑥ 養育支援訪問事業	49
⑦ 子育て世帯訪問支援事業	50
⑧ 産後ケア事業	51
⑨ 実費徴収に係る補足給付事業	
（新１号認定、新２号認定、新３号認定）	52
【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】	53
【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施】	54
【幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進】	54
【子育て支援施策の充実を図るための関連施策】	54
① 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の	
円滑な利用の確保	54
② 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備	54
③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	55
④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援	55
⑤ ひとり親家庭の自立支援	56
⑥ 多様性を尊重する保育環境及び発達支援体制の整備	56
資料編	58
1 子ども・子育て会議	58
2 策定経過	60
3 用語解説	62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化に対応するため、あらゆる取り組みが進められてきました。しかしながら、個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しています。特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の解消等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

市では、平成27年3月に「第1期碧南市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期碧南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども子育て支援を推進してきましたが、この度、令和6年度で最終年度を迎えることから、「第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

また、上位計画である総合計画の実現を目指した子育て分野の具体的計画であるため、他の関連計画も含めて整合性を図りながら、施策を推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

平成 27 年度～令和元年度	令和 2 年度～令和 6 年度	令和 7 年度～令和 11 年度
碧南市 子ども・子育て 支援事業計画	第2期碧南市 子ども・子育て 支援事業計画	第3期碧南市 子ども・子育て 支援事業計画

4 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「碧南市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）の保護者から1,800件、小学生児童（6～11歳児）の保護者から1,200件、ひとり親家庭の保護者から200件、合計3,200件を住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

令和5年12月1日から令和5年12月18日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布	1,800 通	1,267 件 (うち WEB 回答 830 件)	70.4% (46.1%)
小学生児童の保護者	郵送による配布	1,200 通	777 通 (うち WEB 回答 517 件)	64.8% (43.1%)
ひとり親家庭の保護者	郵送による配布	200 通	105 通 (うち WEB 回答 38 件)	52.5% (19.0%)

※回答方法は、紙面または WEB による。

(2) 碧南市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員等で構成する「碧南市子ども・子育て会議」において、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年12月～令和7年1月に、パブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

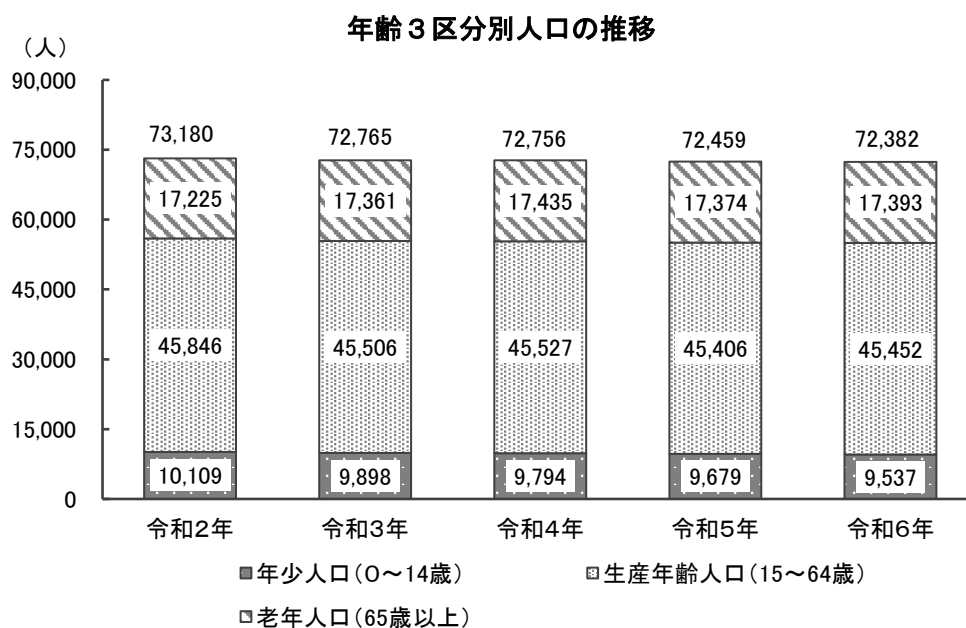
1 碧南市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年3月末で72,382人となっています。

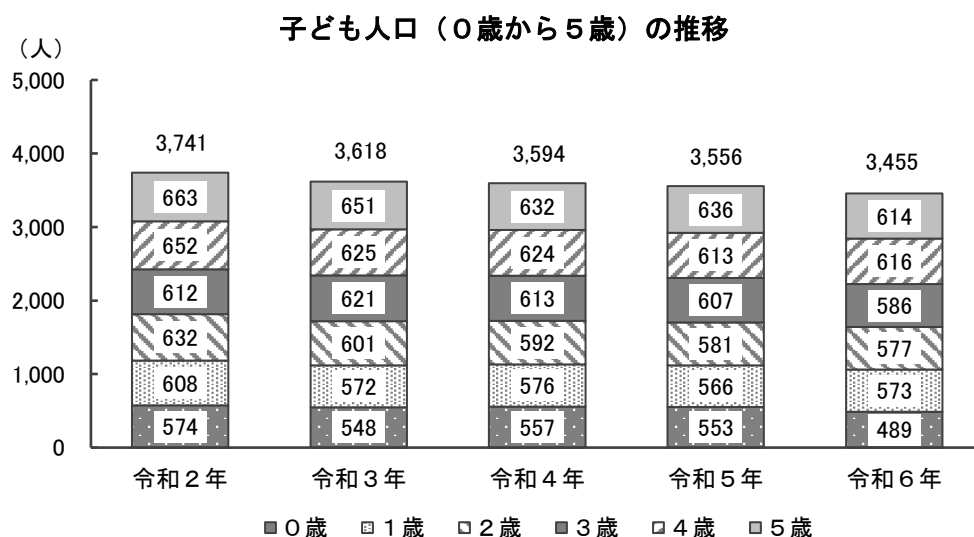
また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

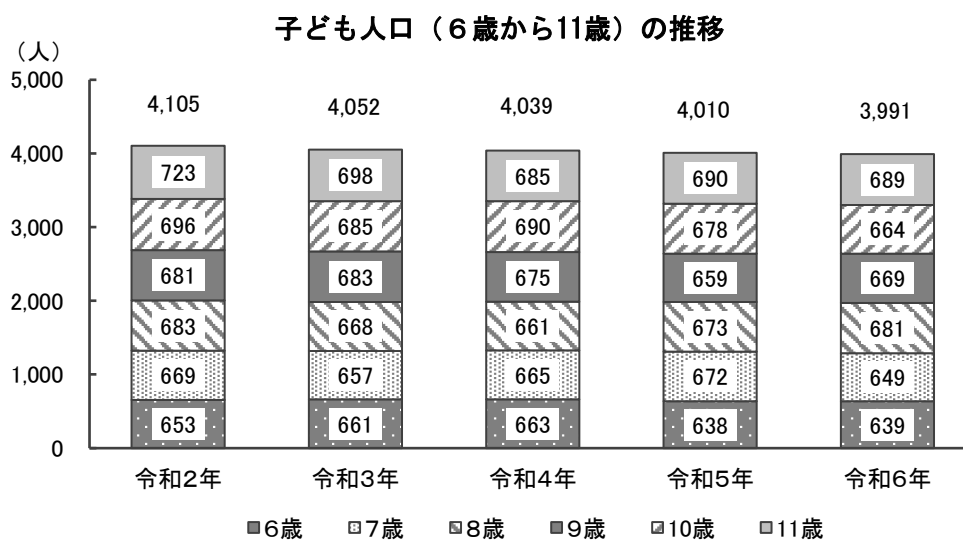
本市の0歳から5歳の子ども人口は減少しており、令和6年3月末で3,455人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は減少しており、令和6年3月末で3,991人となっています。

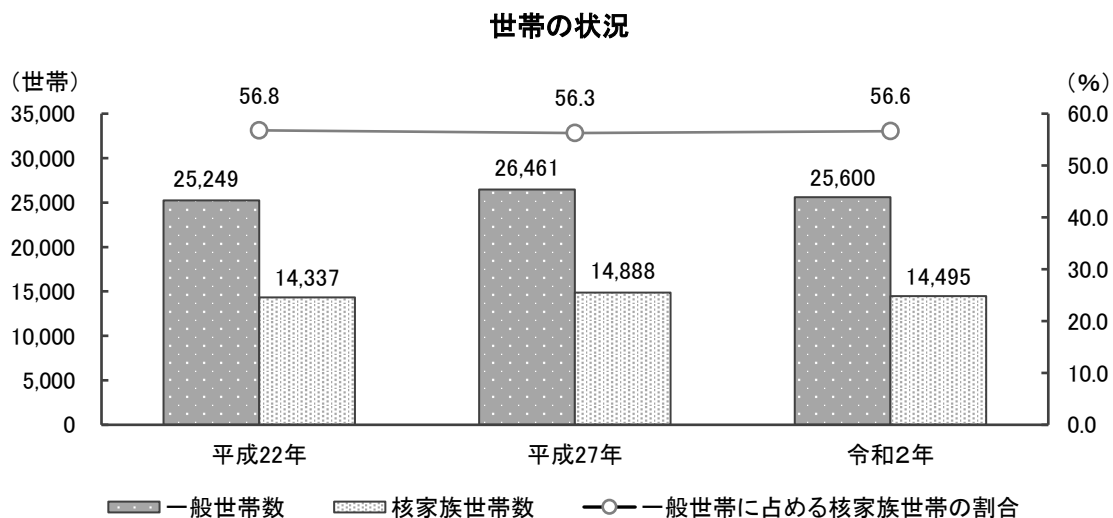


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

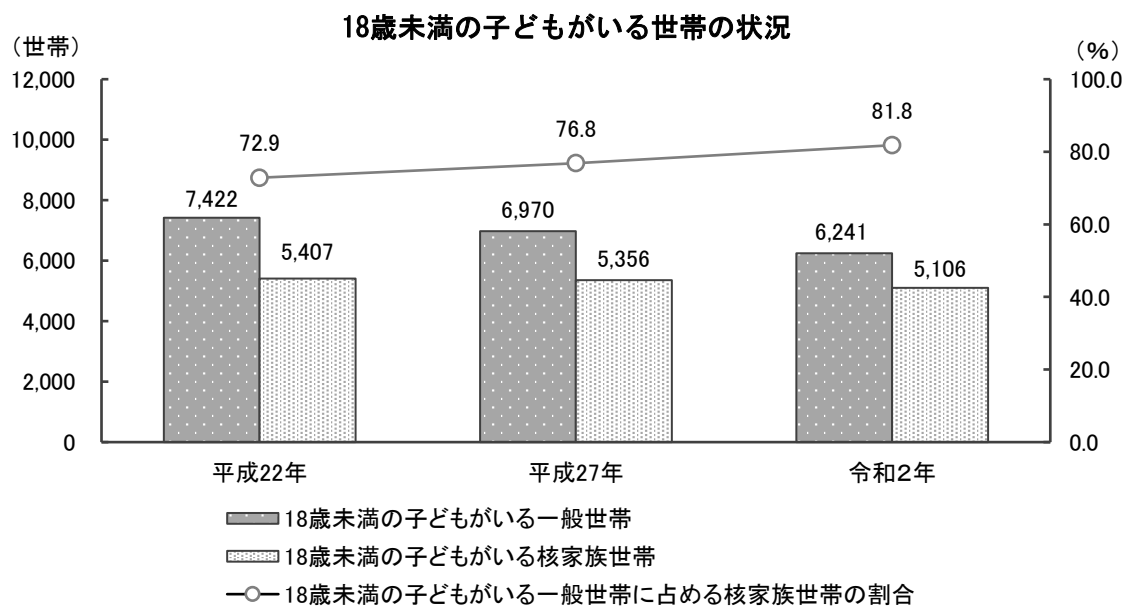
本市の一般世帯数と核家族世帯数はともに平成22年から令和2年にかけてほぼ横ばいで推移しており、令和2年で一般世帯が25,600世帯、そのうち核家族世帯が14,495世帯となっています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

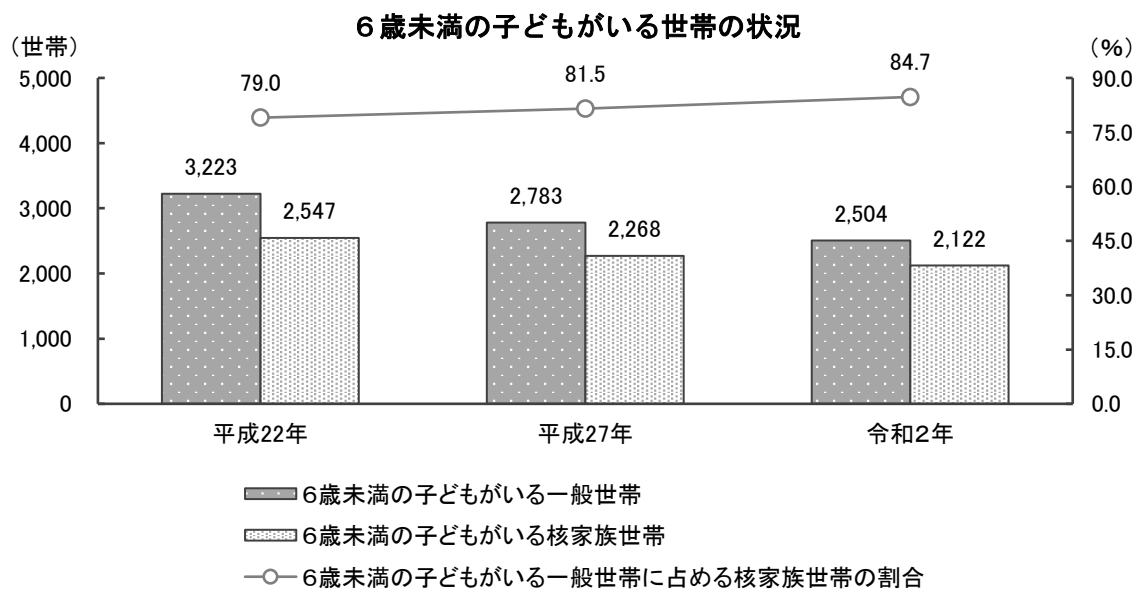
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数および核家族世帯数はともに減少しており、令和2年で一般世帯が6,241世帯、そのうち核家族世帯が5,106世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

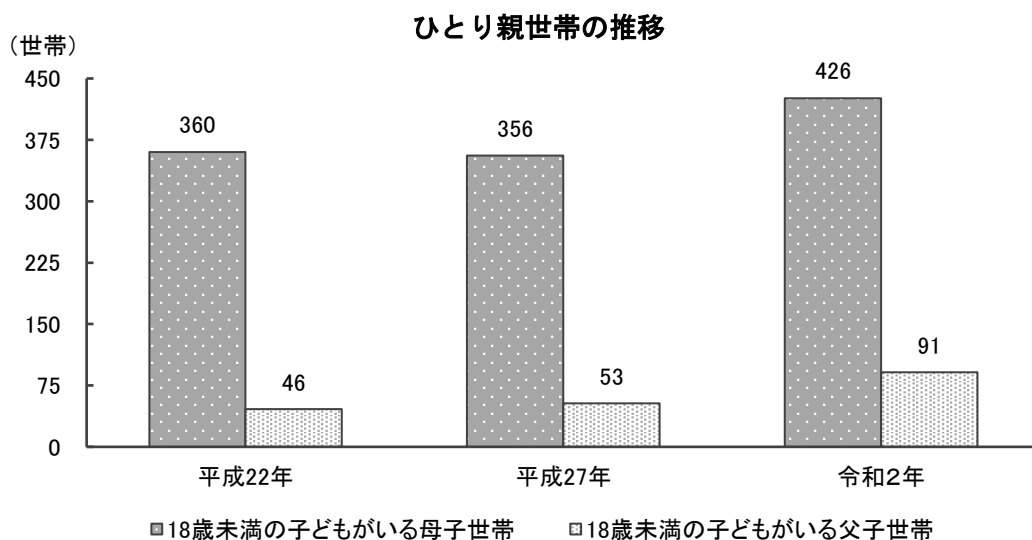
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数および核家族世帯数はともに減少しており、令和2年で一般世帯が2,504世帯、そのうち核家族世帯が2,122世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

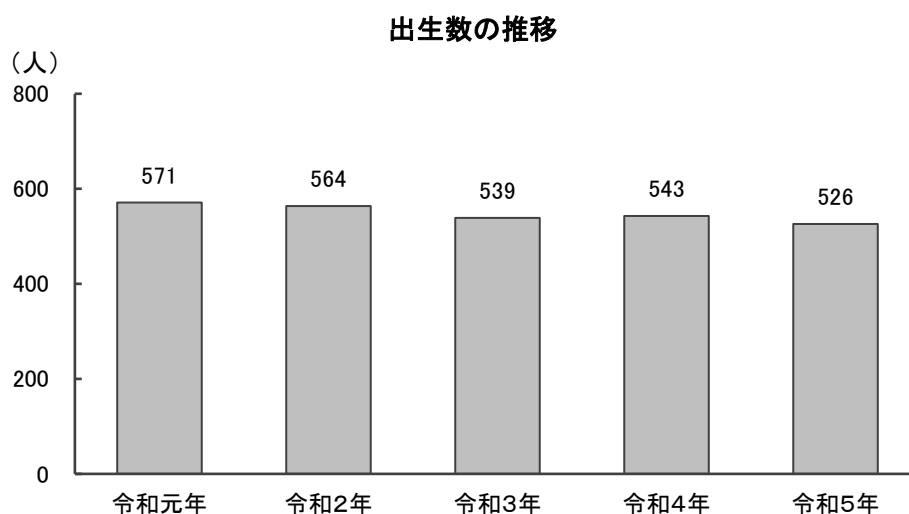
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成27年から令和2年にかけて増加しており、令和2年で426世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年から令和2年にかけて増加しています。



資料：国勢調査

(3) 出生の状況

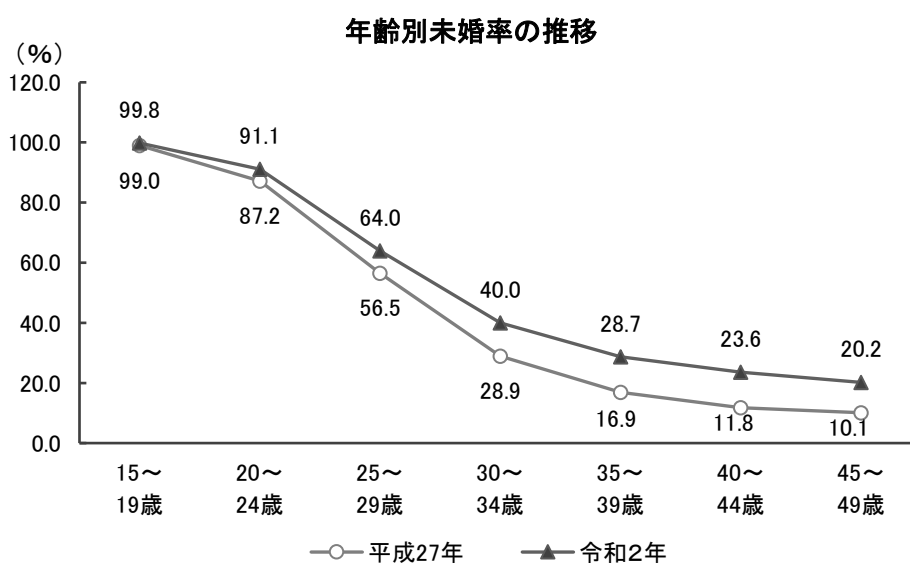
本市の出生数は減少傾向となっており、令和5年で526人と令和元年に比べ約8%減少しています。



資料：碧南の統計

(4) 未婚・結婚の状況

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年に比べ令和2年で25歳以上の未婚率が上昇していることから、未婚化が進行していることがうかがえます。

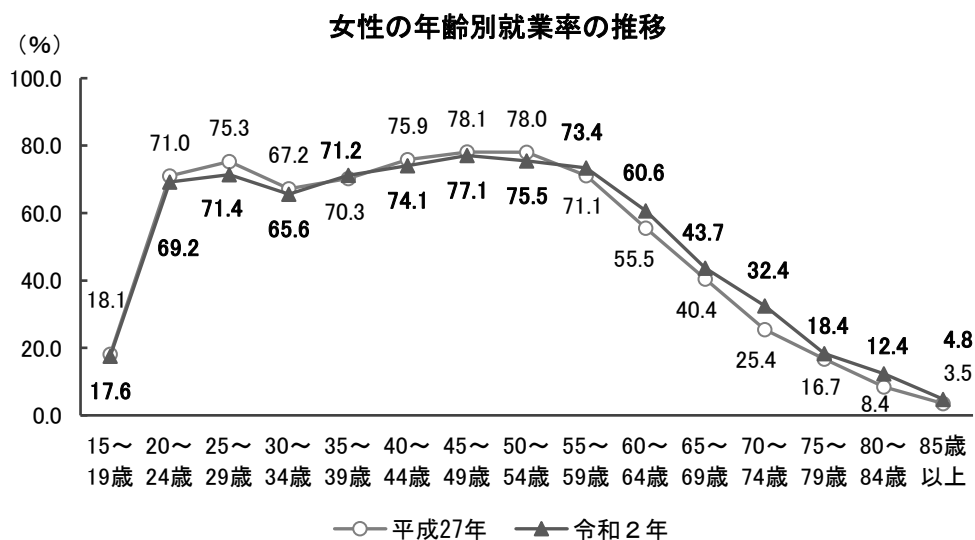


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

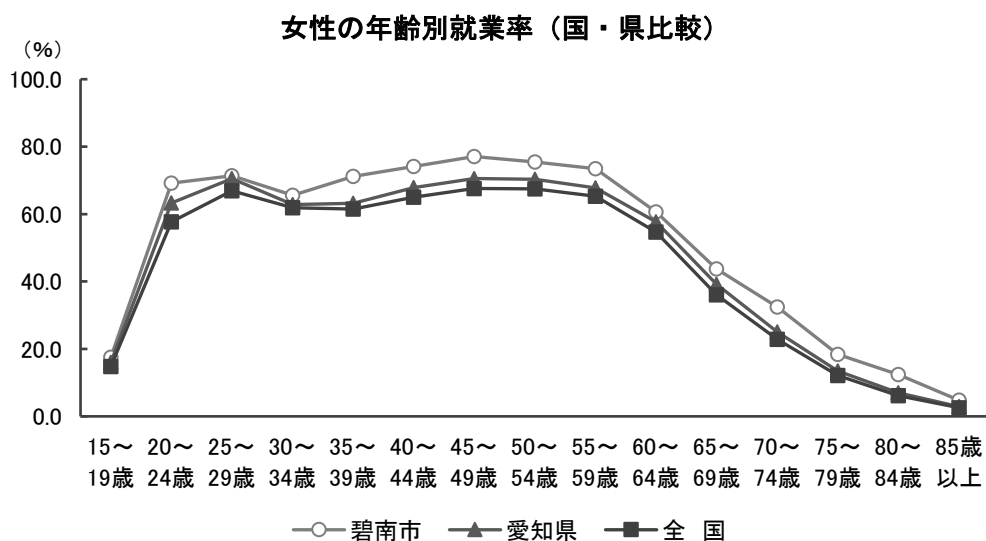
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成27年と令和2年を比較すると、25～29歳の就業率が下がり、55歳以降の就業率は上がる傾向にあります。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

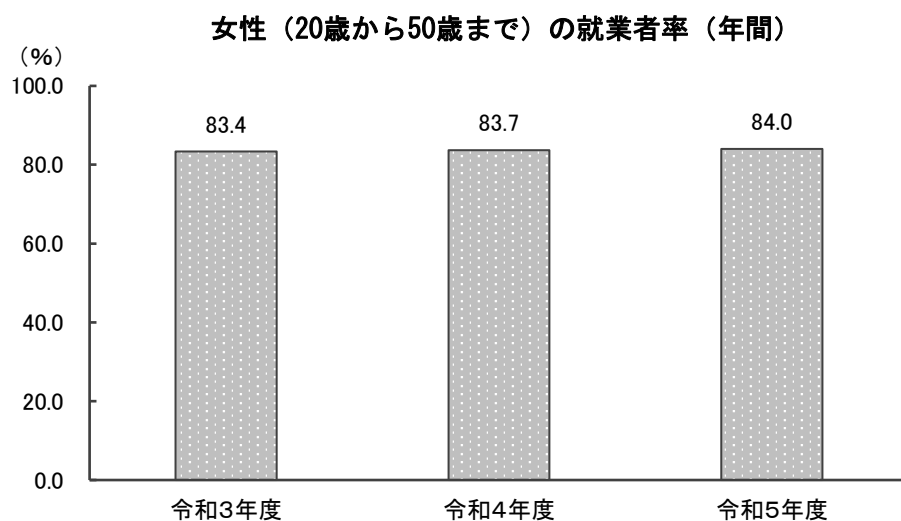
本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、県より高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

③ 女性（20歳から50歳まで）の就業者率（年間）

本市の女性（20歳から50歳まで）の営業・農業・給与収入のいずれかある人の就業者率（年間）は、令和5年度では84.0%と高い水準で推移しています。

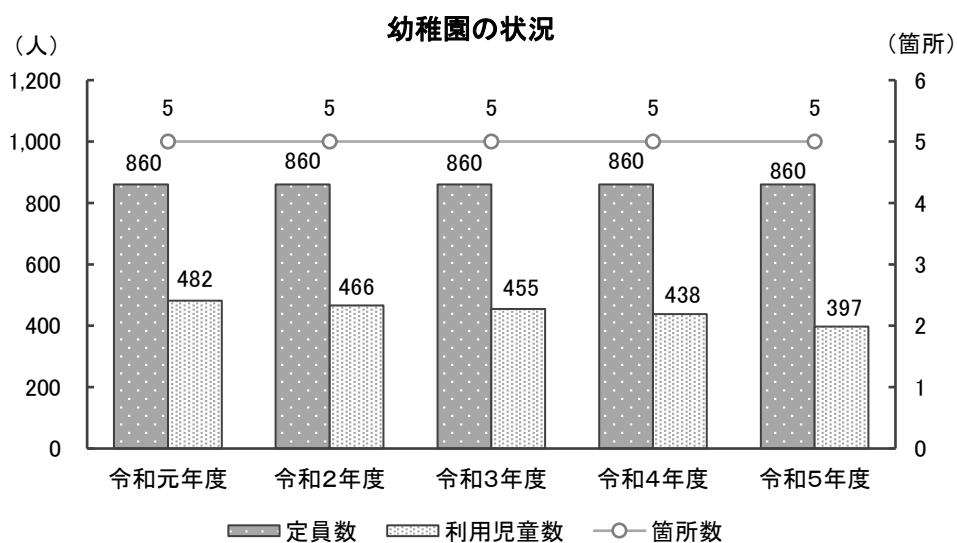


資料：第2期碧南市まち・ひと・しごと創生総合戦略

（6）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

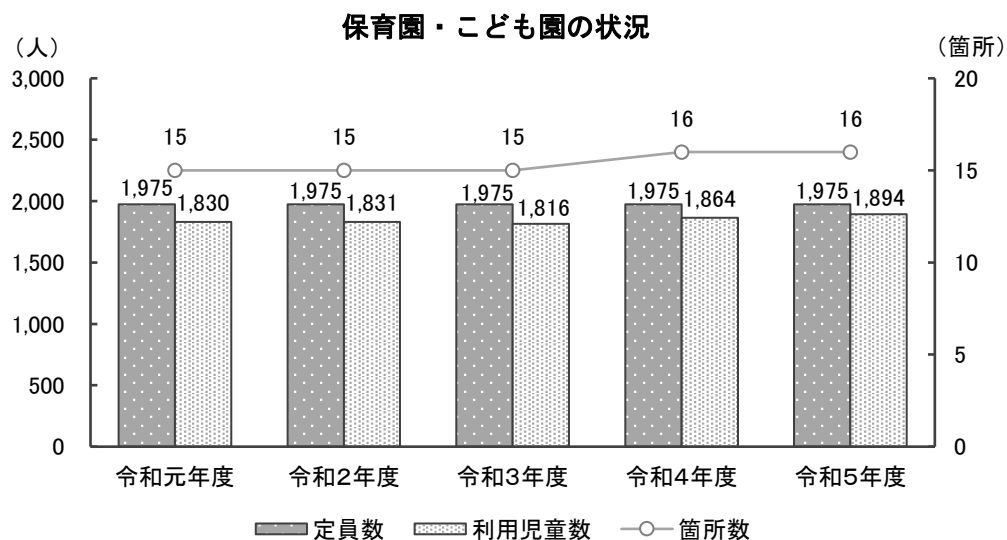
本市の幼稚園の状況をみると、利用児童数は年々減少しており、令和5年度で利用児童数は397人となっています。



資料：こども課資料（各年度3月末日現在）

② 保育園・こども園の状況

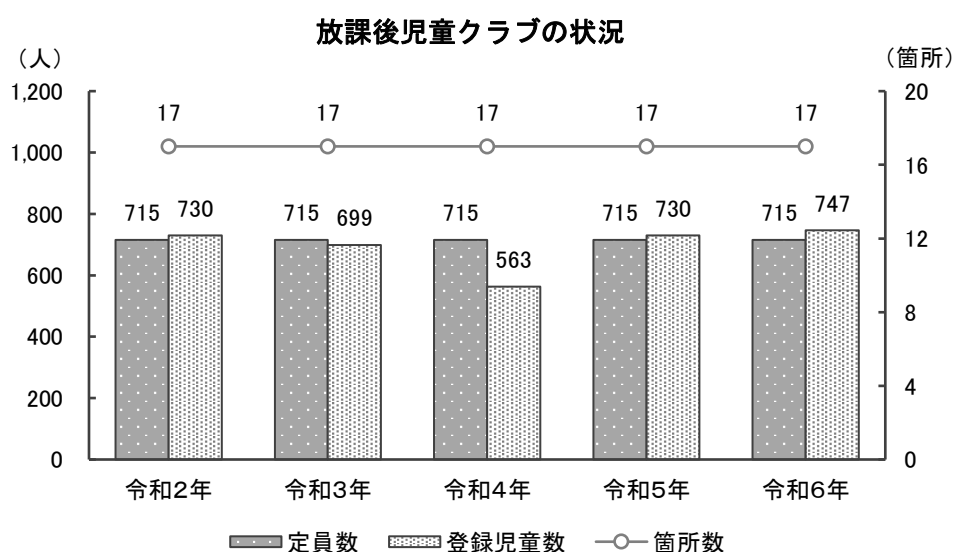
本市の保育園・こども園の状況をみると、令和元年度に保育園1園、令和4年度にこども園1園を開所したことで、利用児童数は増加しており、令和5年度で定員数1,975人と利用児童数1,891人となっています。



資料：こども課資料（各年度3月末日現在）

（7）放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブは、新型コロナウイルス感染症の影響等で登録児童数は令和4年にかけて減少し、その後増加しており、令和6年で747人となっています。

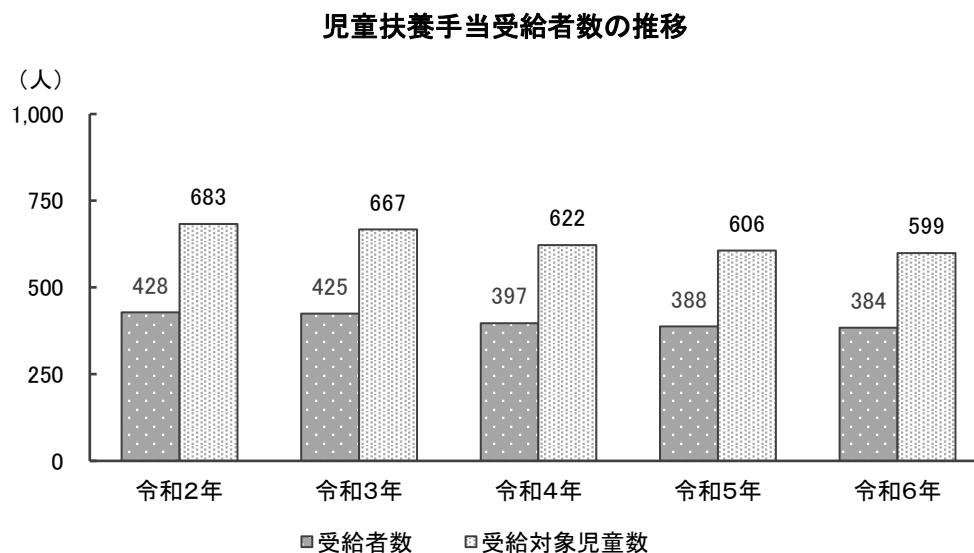


資料：こども課資料（各年5月1日現在）

(8) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

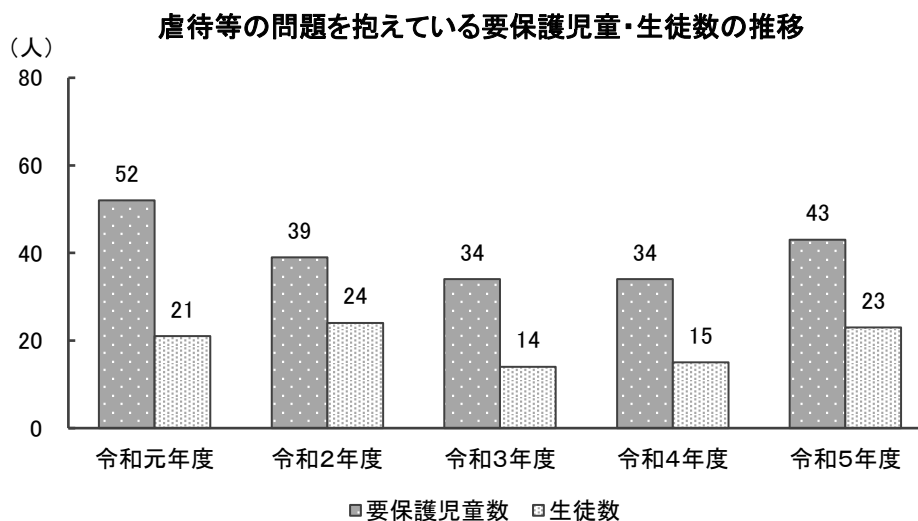
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は令和2年から令和6年にかけて減少しており、令和6年3月末で受給者数が384人、受給対象児童数が599人となっています。



資料：へきなの福祉（各年3月末日現在）

② 虐待等の問題を抱えている要保護児童・生徒数の推移

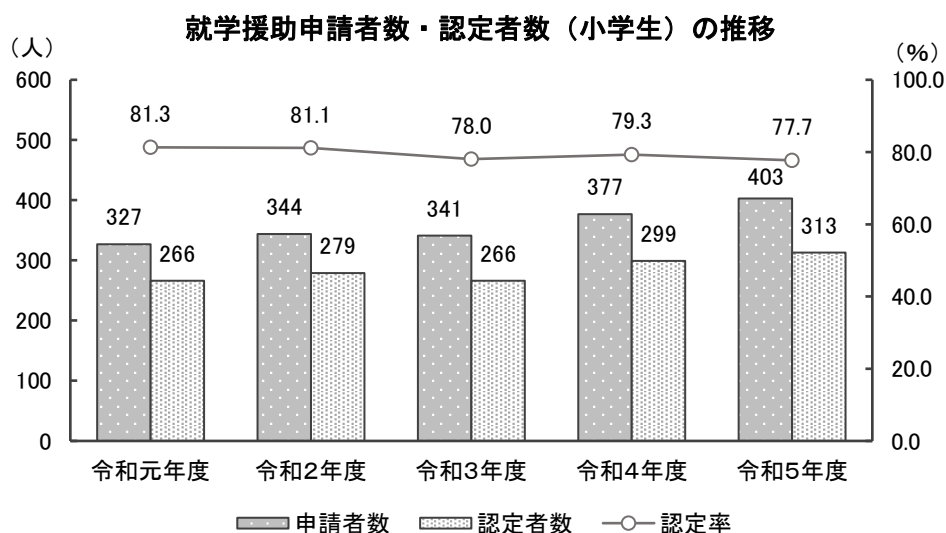
本市の要保護児童数・生徒数は増減しており、令和5年度で要保護児童数が43人、要保護生徒数が23人となっています。



資料：こども課資料

③ 就学援助申請者数・認定者数（小学生）の推移

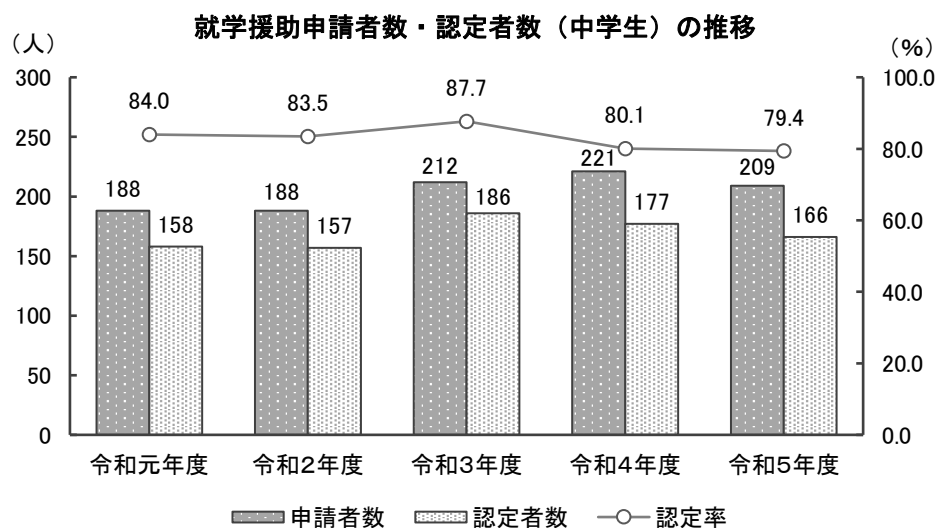
本市の小学生における就学援助申請者数・認定者数は令和3年度以降増加し、令和5年度で申請者数が403人、認定者数が313人となっています。認定率は減少傾向となっており、令和5年度が77.7%となっています。



資料：教育委員会資料

④ 就学援助申請者数・認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助申請者数は令和元年から令和4年度にかけて増加した後減少し、令和5年度で209人となっています。認定者数・認定率は令和3年度に増加した後減少し、令和5年度で認定者数が166人、認定率が79.4%となっています。



資料：教育委員会資料

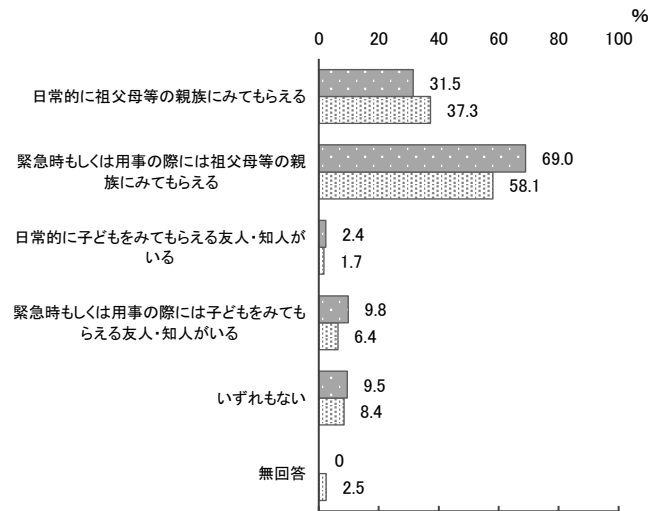
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童保護者）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が69.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が31.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少し、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加しています。



■令和5年度調査(回答者数=1,318)

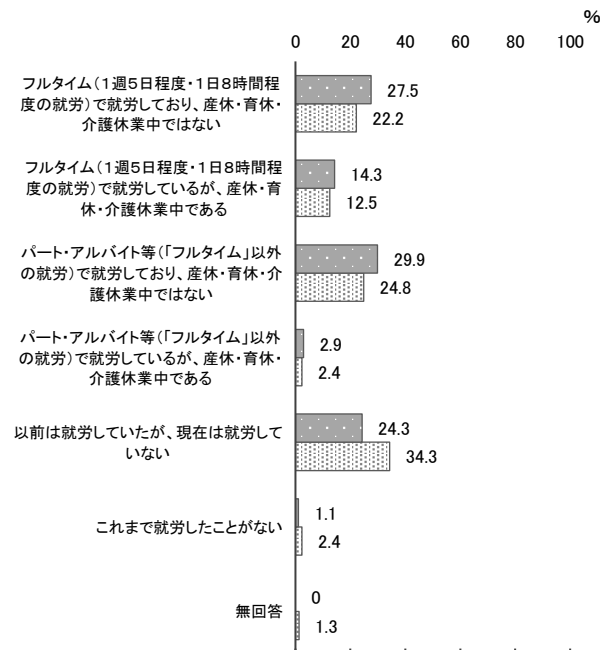
□平成30年度調査(回答者数=1,032)

② 母親の就労状況（就学前児童保護者）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.9%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.5%、

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が24.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合が増加しています。



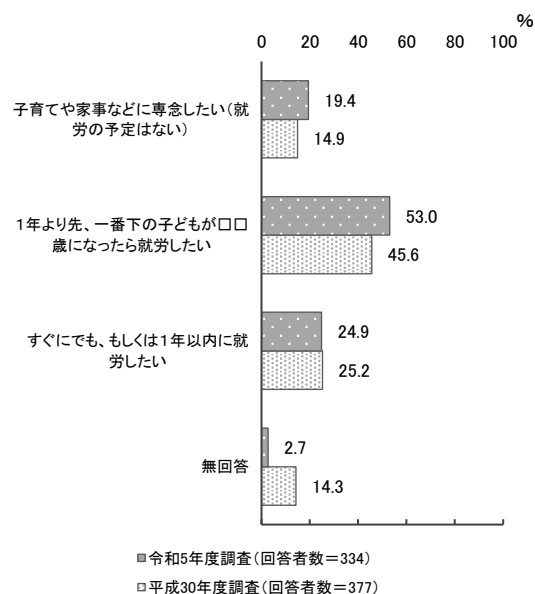
■令和5年度調査(回答者数=1,318)

□平成30年度調査(回答者数=1,025)

③ 未就労の母親の就労意向（就学前児童保護者）

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が53.0%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が24.9%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が19.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「無回答」の割合が減少し、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」の割合が増加しています。

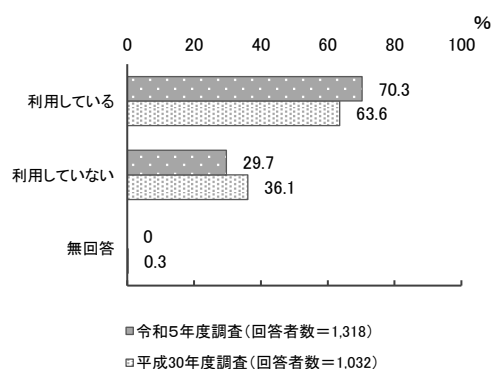


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（就学前児童保護者）

「利用している」の割合が 70.3%、
「利用していない」の割合が 29.7%と
なっています。

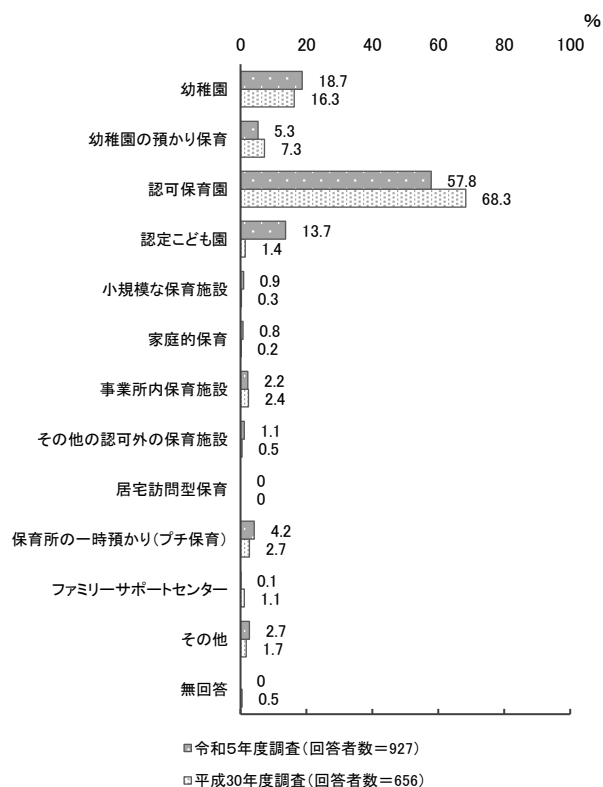
平成 30 年度調査と比較すると、「利
用している」の割合が増加しています。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業（就学前児童保護者）

「認可保育園」の割合が 57.8%と最
も高く、次いで「幼稚園」の割合が
18.7%となっています。

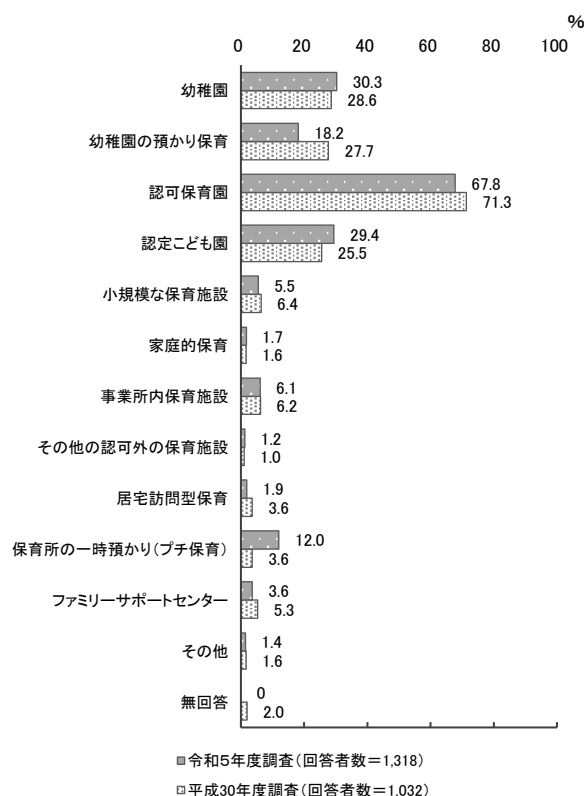
平成 30 年度調査と比較すると、「認
可保育園」の割合が減少し、「幼
稚園」、「認定こども園」の割合が増加
しています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童保護者）

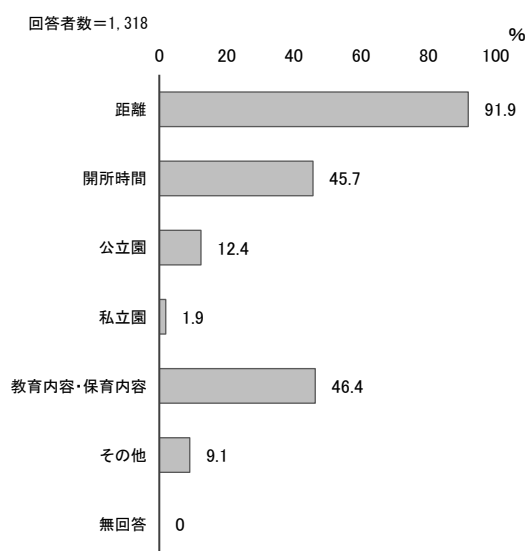
「認可保育園」の割合が 67.8%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 30.3%、「認定こども園」の割合が 29.4%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」の割合が減少し、「保育所の一時預かり（プチ保育）」の割合が増加しています。



④ 幼稚園や保育園などを選ぶうえで重要なこと（就学前児童保護者）

「距離」の割合が 91.9%と最も高く、次いで「教育内容・保育内容」の割合が 46.4%、「開所時間」の割合が 45.7%となっています。

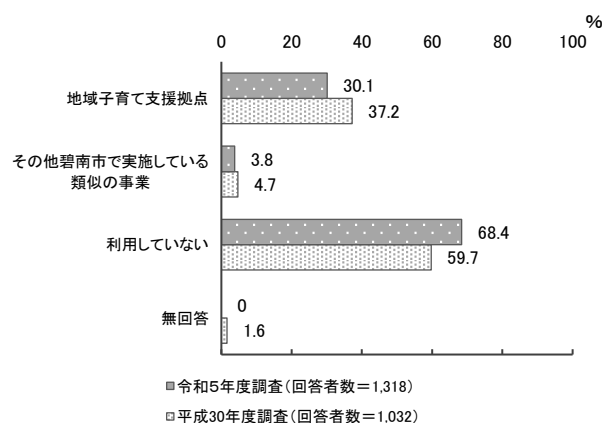


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童保護者）

「利用していない」の割合が 68.4%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」の割合が 30.1%となっています。

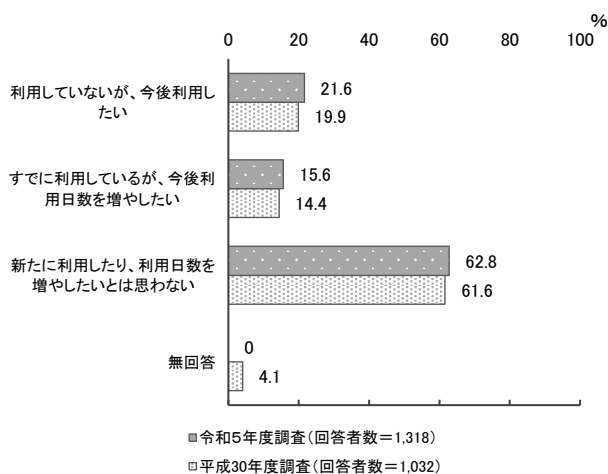
平成 30 年度調査と比較すると、「利用していない」の割合が増加しています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童保護者）

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 62.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 21.6%、

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はありません。

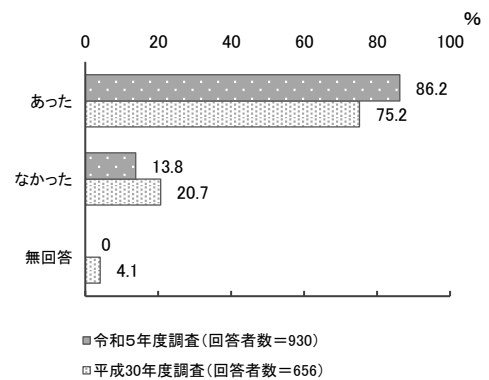


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やけがで通常の事業の利用ができなかった経験の有無 (就学前児童保護者)

「あった」の割合が 86.2%と最も高くなっています。

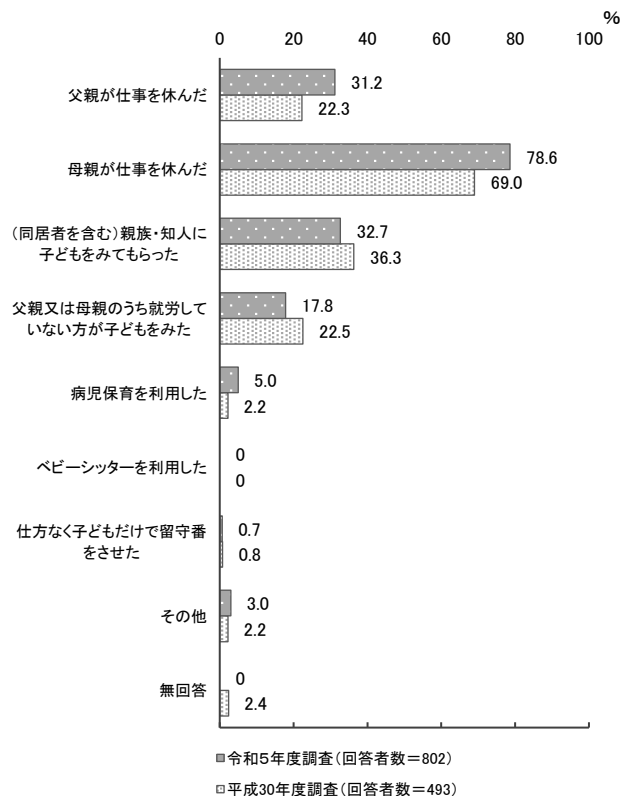
平成 30 年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。



② 子どもが病気やけがで通常の事業の利用ができなかった場合の対応 (就学前児童保護者)

「母親が休んだ」の割合が 78.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 32.7%、「父親が仕事を休んだ」の割合が 31.2%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」、「母親が仕事を休んだ」、「病児保育を利用した」の割合が増加し、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

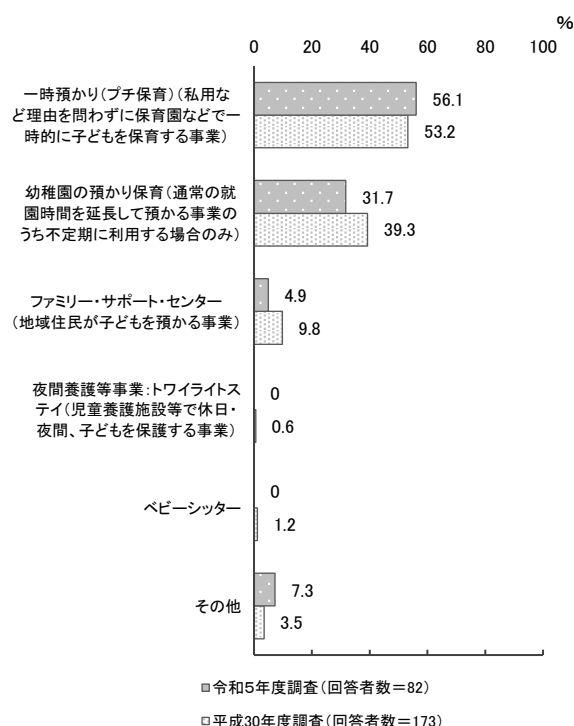


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況（就学前児童保護者）

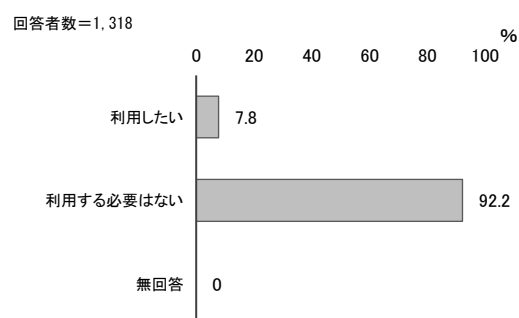
「一時預かり（プチ保育）（私用など理由を問わずに保育園などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が56.1%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」の割合が31.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」、「ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）」の割合が減少し、「一時預かり（プチ保育）（私用など理由を問わずに保育園などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が増加しています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の利用希望（就学前児童保護者）

「利用したい」の割合が7.8%、「利用する必要はない」の割合が92.2%となっています。

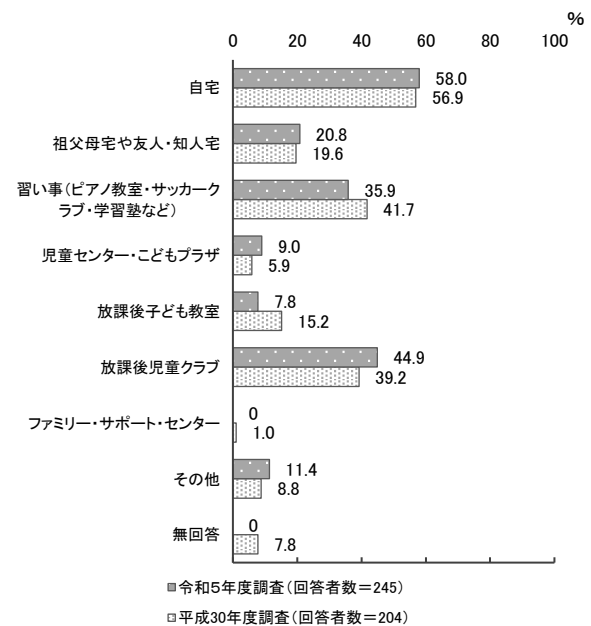


(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童保護者）

「自宅」の割合が 58.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の割合が 44.9%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ・学習塾など）」の割合が 35.9%となっています。

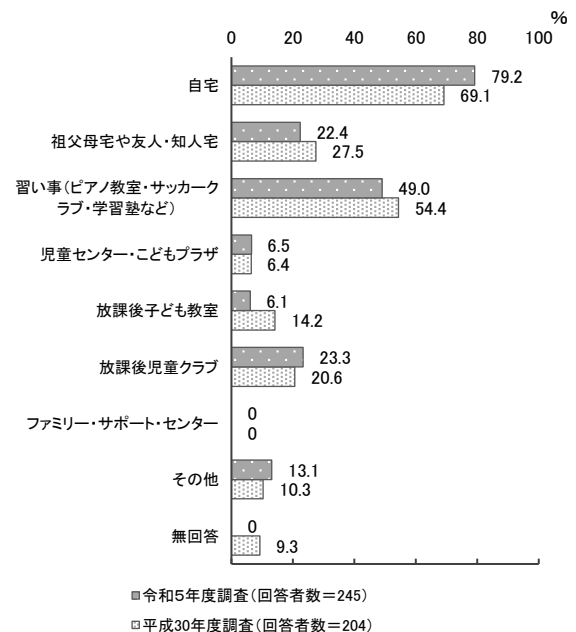
平成 30 年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室・サッカークラブ・学習塾など）」の割合が減少し、「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。



② 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所（就学前児童保護者）

「自宅」の割合が 79.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 49.0%、「放課後児童クラブ」の割合が 23.3%となっています。

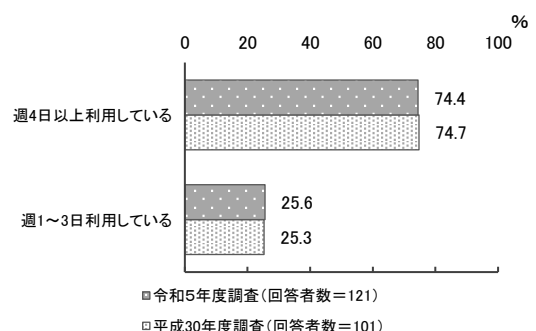
平成 30 年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少し、「自宅」の割合が増加しています。



③ 放課後児童クラブの利用状況（就学児童保護者）

「週 4 日以上利用している」の割合が 74.4%と最も高くなっています。

平成 30 年度調査と比較すると、大きな変化はありません。

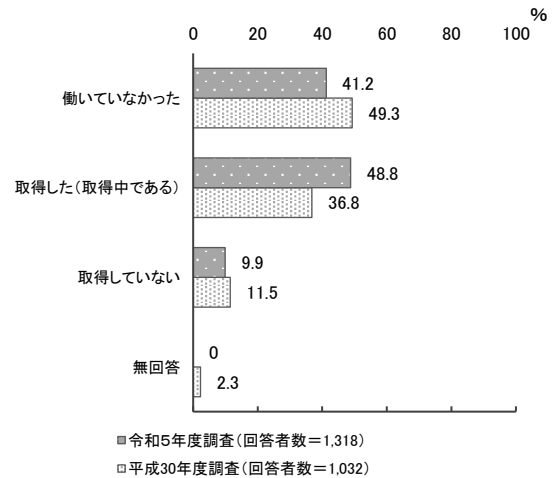


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況（就学前児童保護者）

「取得した（取得中である）」の割合が 48.8%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 41.2%、「取得していない」の割合が 9.9%となっています。

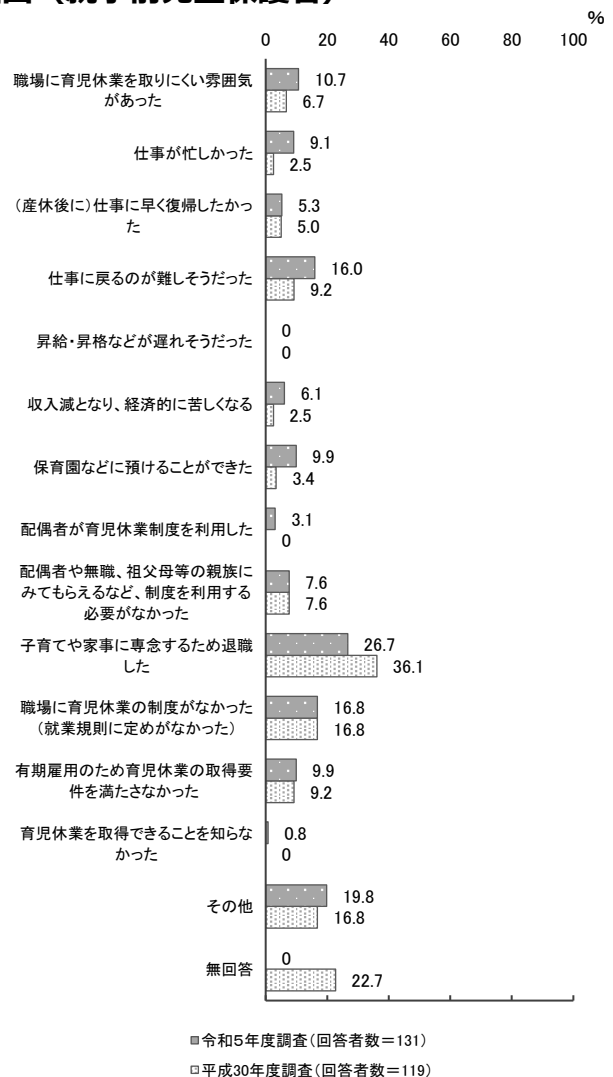
平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。



② 母親の育児休業を取得していない理由（就学前児童保護者）

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 26.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が 16.8%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少し、「仕事が忙しかった」、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「保育園などに預けることができた」の割合が増加しています。

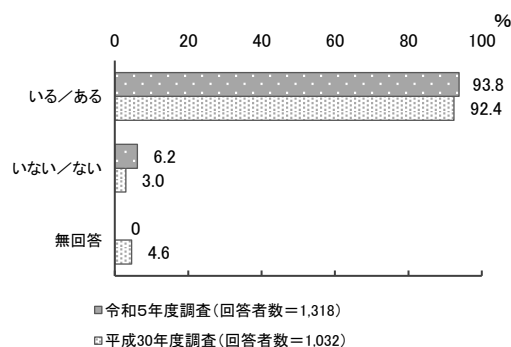


(8) 相談の状況について

① 気軽に相談できる人の有無（就学前児童保護者）

「いる／ある」の割合が 93.8%、
「いない／ない」の割合が 6.2%となっ
ています。

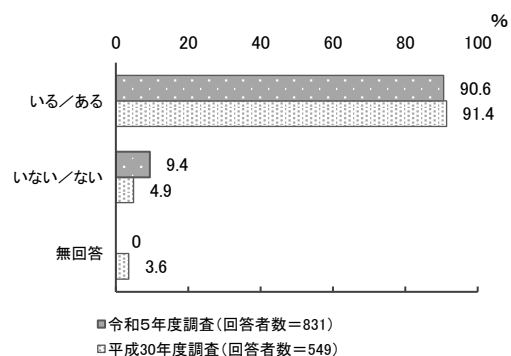
平成 30 年度調査と比較すると、「い
ない／ない」の割合が増加しています。



② 気軽に相談できる人の有無（就学児童保護者）

「いる／ある」の割合が 90.6%、
「いない／ない」の割合が 9.4%となっ
ています。

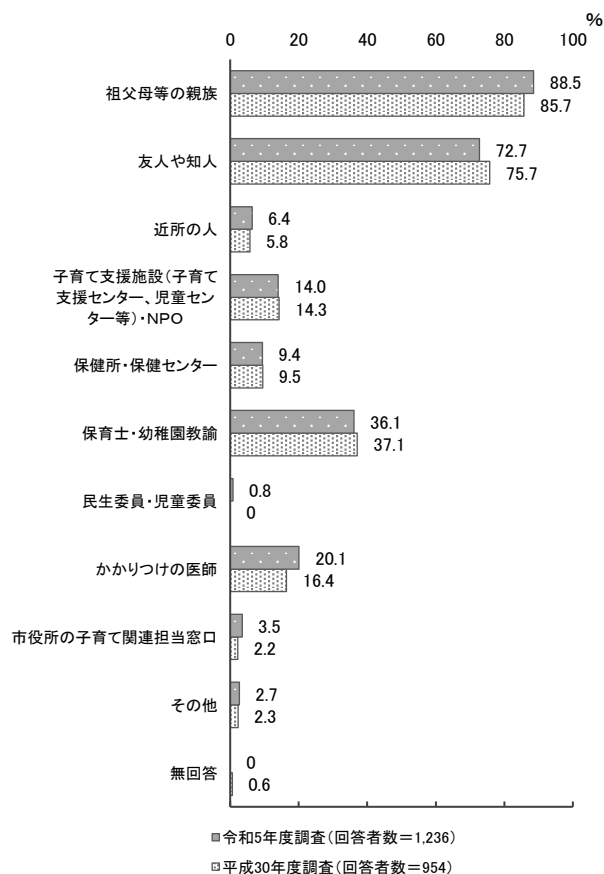
平成 30 年度調査と比較すると、「い
ない／ない」の割合が増加しています。



③ 気軽に相談できる相談先（就学前児童保護者）

「祖父母等の親族」の割合が 88.5%
と最も高く、次いで「友人や知人」の
割合が 72.7%、「保育士・幼稚園教諭」
の割合が 36.1%となっています。

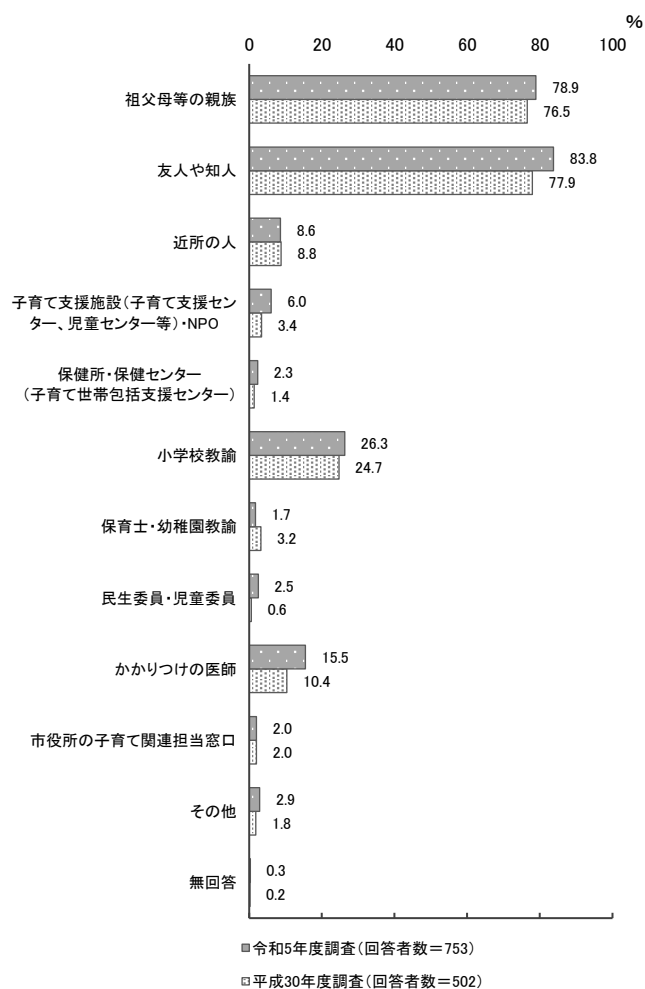
平成 30 年度調査と比較すると、「友
人や知人」の割合が減少し、「祖父母
等の親族」、「かかりつけの医師」の
割合が増加しています。



④ 気軽に相談できる相談先（就学児童保護者）

「友人や知人」の割合が 83.8%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が 78.9%、「小学校教諭」の割合が 26.3%となっています。

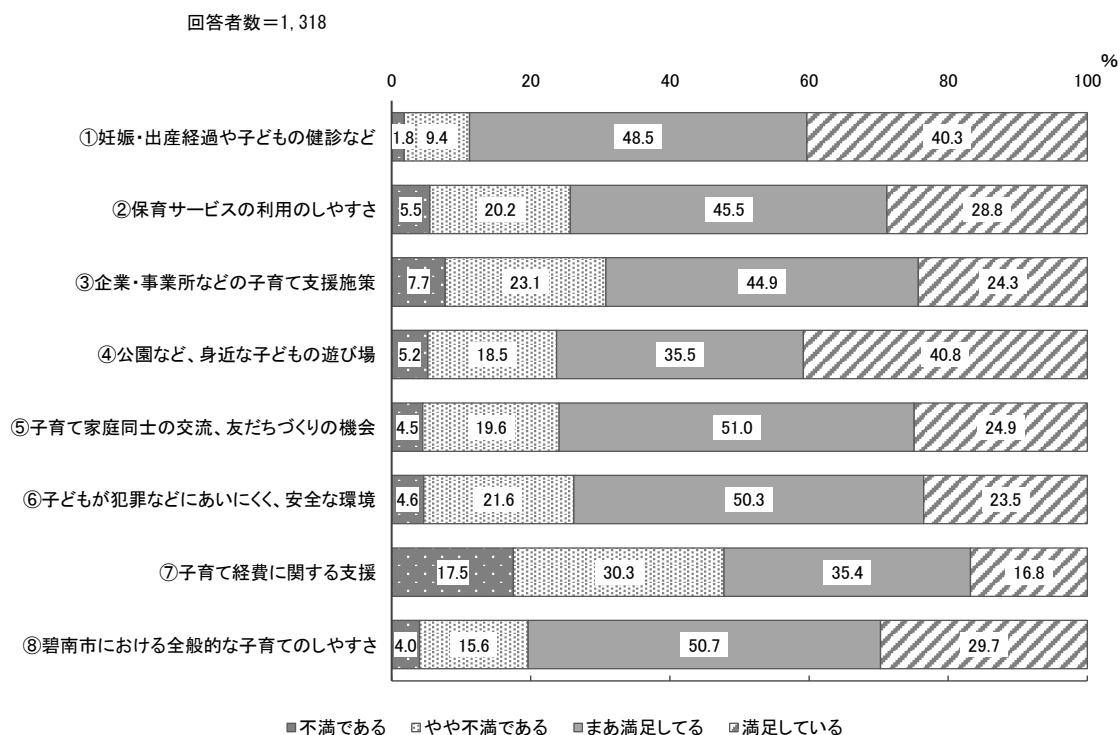
平成 30 年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」「友人や知人」、「かかりつけの医師」の割合が増加しています。



(9) 子育て全般について

① 地域における子育ての環境や支援の満足度（就学前児童保護者）

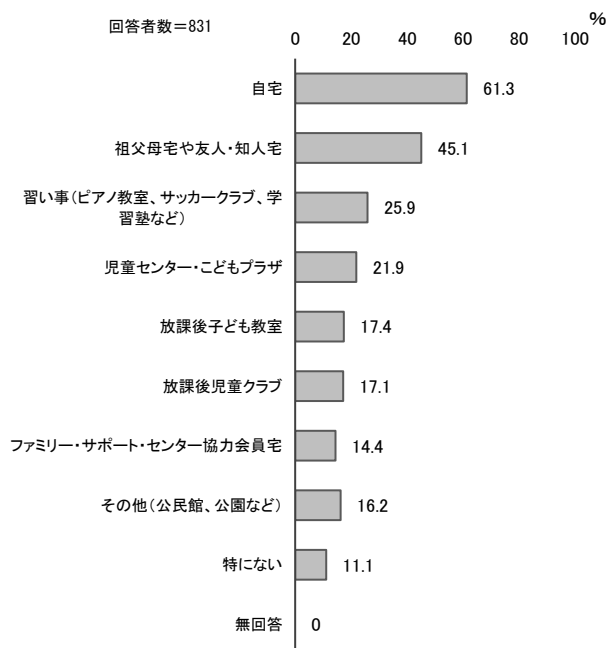
『①妊娠・出産経過や子どもの健診など』で「満足している」と「まあ満足している」を合わせた“満足”の割合が88.8%と高くなっています。また、『⑦子育て経費に関する支援』で「不満である」と「やや不満である」を合わせた“不満”の割合が47.8%と他の項目に比べ高くなっています。



(10) 小学生本人に対するアンケート

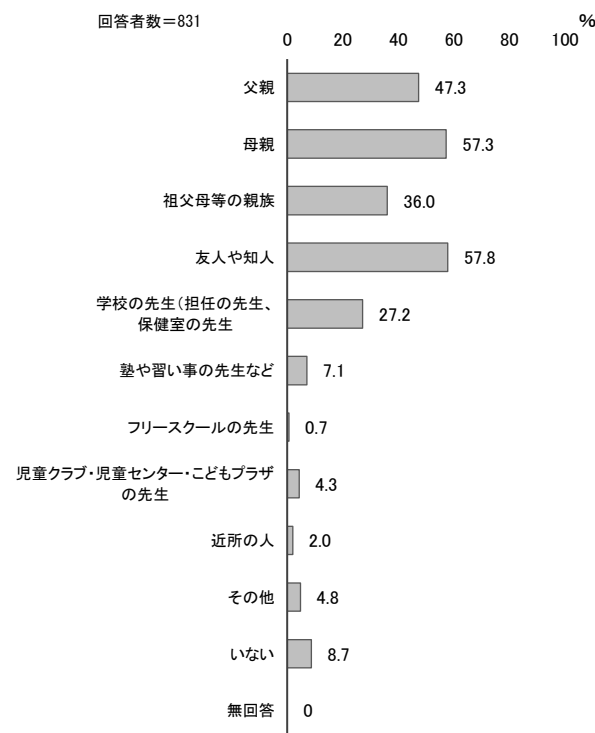
① 放課後や長期休暇中に過ごしたい場所

「自宅」の割合が61.3%と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が45.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が25.9%となっています。



② 悩みごとを気軽に相談したり話することができる人

「友人や知人」の割合が57.8%と最も高く、次いで「母親」が57.3%、「父親」が47.3%、「祖父母等の親族」が36.0%となっています。



3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 教育・保育について

本市では、女性の就業率の上昇を背景に、3歳未満児の保育ニーズが増加しており、令和元年度に保育園1園、令和4年度にこども園1園を整備することで、待機児童については0人を維持しています。

アンケート調査結果をみると、「平日、定期的に利用したい教育・保育事業」として認可保育園や認定こども園を望む声が大きく、「未就労の母親の就労意向」として、現在未就労のうち77.9%が今後の就労の意向を示しており、また、女性（20歳から50歳まで）の就業者率が令和5年では84%と高い水準を推移していることから保育を必要とする家庭が増加していくことが想定されます。

このような保育ニーズの高まりに対応できるよう、本市においても、適切なタイミングで民間の力を活用しつつ施設整備を進め、今後も待機児童0人を維持し、引き続き教育・保育の量を確保していくことが必要です。

さらに、アンケート調査結果から、園を選ぶ上で重要なことは、通園の距離が91.9%と最も高く、次に、教育内容・保育内容が46.4%となっており質の面についても、保護者のニーズが高いことがうかがえます。保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育者のスキル及び専門性の向上など、量の確保とともに質の向上を図ることが重要です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

女性の就業率の上昇や核家族世帯の増加から、教育・保育事業へのニーズが高まっており、多様な子育て環境の整備が求められています。全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援をするため、本市では、母子健康手帳交付時の面談、産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業や妊産婦健康診査の実施、子育て支援センターの運営に取り組んでいますが、アンケート調査結果では子育てに不安を感じ、相談や支援をしてほしかった時期がある人は約42%となっており、その時期は「3か月未満」が約半数となっています。妊娠、出産、産後の子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を引き続き実施することが必要です。

また、アンケート調査結果から、日頃子どもをみてもらえる親族がいる方が約31.5%となっている中、不定期の教育・保育事業の利用状況は一時預かり（プチ保育）が56.1%、幼稚園の預かり保育が31.7%と合わせて87.8%と高い利用となっています。

さらに、子どもが病気やけがで通常の事業や教育・保育の事業を利用できず、父親や母親が仕事を休んだ人で、「できれば病児保育施設を利用したい」が就学前児童保護者で約33.5%、ひとり親家庭で約30.6%となっています。本市では、平成30年度より病児保育を開設し、ニーズへの対応を進めていますが、今後も病児保育を含めた、多様なニーズに対応していくことが重要です。

加えて、アンケート調査では、低学年での放課後の過ごし方について、就学前児童保護者で「放課後児童クラブ」を希望する人が約45%と増加しており、ニーズを適切に把握していく必要があります。

全てのこどもたちの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を令和8年度から開始できるよう、準備を進めていく必要があります。

(3) 子育て支援施策の充実を図るための関連施策について

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られています。男性の育児休業取得率は増加を続けていますが、女性に比べると依然として低い割合となっています。働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

また、就学前児童保護者及び小学生児童保護者のアンケート調査結果から、子どもに対して、思わずたたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないことが「よくある」と答えた方が約2%、「たまにある」と答えた方が29%います。児童虐待通報においても、依然として虐待が疑われる事案が発生しています。子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

近年、障害を持っていたり、発達が気になる児童が増加しており、子どもの発達の状況に応じた支援が求められています。アンケート調査結果から、子育てに関して日頃悩んでいること・気になることとして「病気や発育・発達に関すること」が就学前児童保護者で約50%となっており、今後も、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等について、関係機関と連携を図っていくことが必要です。

さらに、国においては、ひとり親（特に母子世帯）家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすことが問題となっていますが、就学前ひとり親世帯のアンケート調査結果からは、本市における全般的な子育てのしやすさは、「まあ満足」「満足」

が約86%を占めています。引き続き支援を必要とする家庭を、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら支援を行うことが必要です。



第3章 計画が目指す将来像

1 計画の基本理念

ライフスタイルや経済社会の変化の中で、親が就労等の社会参加をしながら、次世代を担うすべてのこどもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

碧南市は、すべてのこどもと親が笑顔で過ごすことができ、安心してこどもを産み育てられる社会を実現するため、「こどもの育ちを みんなで支えあうまち へきなん」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

こどもの育ちを みんなで支えあうまち
へきなん



基本理念実現に向けた政策の方向性

- ・ 保育園・幼稚園等を中心としたインクルーシブなこどもの保育・教育環境の提供
- ・ 保護者が子育ての責任を果たしつつ、ライフスタイルに応じた選択しやすい子育て支援施策の提供

2 計画の体系

[基本理念]

[基本的な視点]

[個別事業・取組]

こどもの育ちを みんなで支えあうまち
へきなん

1 ニーズの変化をとらえた保育・教育等の確保

【教育・保育】

① 幼児期の教育・保育

【地域子ども・子育て支援事業】

① 時間外保育事業
② 一時預かり事業
③ 病児保育事業
④ 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター)

2 子どもの放課後等の居場所づくり

【地域子ども・子育て支援事業】

① 放課後児童健全育成事業
② 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター)
[再掲]
③ 児童センター・こどもプラザ運営事業

3 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的・総合的な取組の展開

【地域子ども・子育て支援事業】

① 子育て短期支援事業
(ショートステイ・トワイライトステイ)
② 子育て支援センター事業
③ 利用者支援事業
④ 妊婦等包括相談支援事業
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
⑥ 養育支援訪問事業
⑦ 子育て世帯訪問支援事業
⑧ 産後ケア事業
⑨ 実費徴収に係る補足給付事業

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施】

【幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進】

【子育て支援施策の充実を図るための関連施策】

① 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
② 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備
③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援
④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援
⑤ ひとり親家庭の自立支援
⑥ 多様性を尊重する保育環境及び発達支援体制の整備

第4章 事業計画

1 量の見込みの算出にあたって

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援計画策定にあたっての基本指針では、市町村計画策定において「量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易（おおむね30分）に移動することが可能な区域を設定」することが求められています。

本市においては、面積は約35平方km、人口は約7万人となっています。

このような地域性や、現在のサービス利用状況から勘案した結果、区域は市全域として設定することとします。

(2) 子どもの人口推計

0歳から11歳までの子どもの人口を令和2年から令和6年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	484	476	473	468	467
1歳	504	494	490	485	483
2歳	572	498	494	489	487
3歳	580	571	503	498	496
4歳	610	601	596	526	524
5歳	599	573	581	579	510
6歳	635	597	602	591	599
7歳	659	628	618	607	602
8歳	639	648	641	634	612
9歳	681	652	651	640	643
10歳	675	663	644	648	625
11歳	665	673	675	650	651
合計	7,303	7,074	6,968	6,815	6,699

(3) 量の見込みの考え方

アンケート調査結果からの利用意向や本市の実績、将来の児童数を踏まえることで「ニーズ量」を算出します。

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

ひとり親家庭、フルタイム共働き家庭、フルタイム・パートタイム共働き家庭、専業主婦（夫）家庭などの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から11年度まで各年度のニーズ量が算出されます。

～量の見込みの決定～

ステップ1～6で求めたニーズ量から、本市の実績や状況を踏えた調整を行い、各項目の「量の見込み」として算出しました。

2 施策の展開

(1) ニーズの変化をとらえた保育・教育等の確保

【教育・保育等】

① 幼児期の教育・保育

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置付けられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

教育・保育施設	保育園	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	幼稚園	全ての3～5歳児を対象とし、幼児教育を行う施設
	認定こども園	保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設
地域型保育事業	小規模保育	比較的小規模（6～19人）で、保育士や研修修了者等により保育を実施する施設
	家庭的保育	少人数（5人以下）を対象に、保育士や研修修了者等である家庭的保育者の居宅等により保育を実施する事業
	居宅訪問型保育	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業
	事業所内保育	企業が、主として人材確保のため、従業員への仕事と子育ての両立支援策の一環として設置し、従業員への保育を行う施設

< 認定区分 >

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の小学校就学前の子ども	新制度移行幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育園機能）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（保育園機能） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	私学助成幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯であるもの	

【利用状況】

(単位：人／日)		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
0歳	①＜3号認定＞（保育所）	48	60	52	49	49
	②＜3号認定＞（認定こども園）	15	6	17	16	18
1歳	③＜3号認定＞（保育所）	147	139	134	149	145
	④＜3号認定＞（認定こども園）	34	32	30	56	55
2歳	⑤＜3号認定＞（保育所）	176	199	214	204	205
	⑥＜3号認定＞（認定こども園）	38	40	34	50	63
3歳～	⑦＜1号認定＞（幼稚園）	482	466	455	438	397
	⑧＜2号認定＞（保育所）	1,195	1,176	1,154	1,141	1,123
	⑨＜1号認定＞（認定こども園）	12	31	23	23	45
	⑩＜2号認定＞（認定こども園）	165	148	158	176	191
合計		2,312	2,297	2,271	2,302	2,291

【量の見込み】

(単位：人／日)		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	①＜3号認定＞（保育所及び認定こども園＋地域型保育）	97	98	100	102	104
1歳	②＜3号認定＞（保育所及び認定こども園＋地域型保育）	205	211	217	224	231
2歳	③＜3号認定＞（保育所及び認定こども園＋地域型保育）	297	283	289	295	301
3歳～	④＜1号認定＞（幼稚園及び認定こども園）	419	409	394	376	357
	⑤＜2号認定＞（保育所及び認定こども園）	1,339	1,306	1,257	1,200	1,145
①+②+③（3号認定 計）		599	592	606	621	636
④（1号認定 計）		419	409	394	376	357
⑤（2号認定 計）		1,339	1,306	1,257	1,200	1,145
合計		2,357	2,307	2,257	2,197	2,138

【確保内容と実施時期】

(単位：人／日)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
0 歳	①＜3号認定＞教育・保育施設	91	97	97	103	103
	（保育園）	(67)	(67)	(67)	(67)	(67)
	（認定こども園）	(24)	(30)	(30)	(36)	(36)
	②＜3号認定＞地域型保育事業	6	6	6	6	6
1 歳	③＜3号認定＞教育・保育施設	209	214	214	229	229
	（保育園）	(153)	(148)	(148)	(148)	(148)
	（認定こども園）	(56)	(66)	(66)	(81)	(81)
	④＜3号認定＞地域型保育事業	6	6	6	6	6
2 歳	⑤＜3号認定＞教育・保育施設	288	297	297	309	309
	（保育園）	(221)	(221)	(221)	(209)	(209)
	（認定こども園）	(67)	(76)	(76)	(100)	(100)
	⑥＜3号認定＞地域型保育事業	7	7	7	7	7
3 歳～	⑦＜1号認定＞教育・保育施設	902	932	932	842	842
	（幼稚園）	(860)	(860)	(860)	(700)	(700)
	（認定こども園）	(42)	(72)	(72)	(142)	(142)
	⑧＜2号認定＞教育・保育施設	1,345	1,350	1,350	1,342	1,342
	（保育園）	(1,149)	(1,149)	(1,149)	(1,066)	(1,066)
	（認定こども園）	(196)	(201)	(201)	(276)	(276)
①+③+⑤+⑦+⑧（教育・保育施設 計）		2,835	2,890	2,890	2,825	2,825
②+④+⑥（地域型保育事業 計）		19	19	19	19	19
合計		2,854	2,909	2,909	2,844	2,844

【確保方策】

本市においては、こどもの数が減少していく見込みではあるが、令和7年4月入所において0～2歳児の入所するための就労要件が月90時間から60時間になることや女性の就業者率が高い水準で推移しており、0～2歳児の保育ニーズの増加が見込まれます。また、老朽化に伴う施設の大規模改修又は建て替えが必要になってきています。

保育ニーズの増加や施設の老朽化に対応できるよう、私立の第2へきなんこども園を建て替えます。また、公立園である築山保育園と大浜幼稚園を統合して民間による事業者を誘致し、認定こども園を整備します。

【地域子ども・子育て支援事業】

① 時間外保育事業

【事業内容】

保護者の就労状況等により、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。
8時～16時を基本保育時間としつつ、早朝保育（8時以前）・長時間保育（16時以降）を実施しています。実施内容は園によって異なります。

【利用状況】（18 時以降）

	（単位）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用状況	人／日	221	197	199	192

【量の見込み】

	（単位）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人／日	192	192	189	187	185

【確保内容と実施時期】

	（単位）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	人／日	192	192	189	187	185

【確保方策】

公立保育園、私立保育園及び認定こども園では、基本保育時間の8時から16時を超えて子どもを預かる、早朝及び長時間保育を実施しています。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

② 一時預かり事業

【事業内容】

公立幼稚園で行う一時預かりは、「預かり保育」と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

公立保育園、私立保育園及び認定こども園で行う一時預かりは、「プチ保育」と呼ばれ、就労等による保育サービス事業である特定保育や保護者の出産や育児疲れの解消等一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
預かり保育（幼稚園）	回／年	16,381	15,626	14,754	13,845
不定期利用	回／年	9,666	9,318	8,497	9,334
定期利用	回／年	6,715	6,308	6,257	4,511
プチ保育（幼稚園以外）	回／年	6,945	5,447	7,083	6,339

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
預かり保育（幼稚園）	回／年	12,110	11,194	10,200	7,341	6,582
不定期利用	回／年	7,453	6,890	6,278	4,518	4,051
定期利用	回／年	4,657	4,304	3,922	2,823	2,531
プチ保育（幼稚園以外）	回／年	5,765	5,380	5,336	5,233	5,219

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
預かり保育（幼稚園）	回／年	12,110	11,194	10,200	7,341	6,582
不定期利用	回／年	7,453	6,890	6,278	4,518	4,051
定期利用	回／年	4,657	4,304	3,922	2,823	2,531
プチ保育（幼稚園以外）	回／年	5,765	5,380	5,336	5,233	5,219

【確保方策】

幼稚園の預かり保育は、市内全公立幼稚園で実施しています。最大8時から16時30分まで子どもを預かることができ、就労による定期利用と、私的事由による不定期利用があり、現状の体制でニーズを充足できると考えられるため、引き続き事業を実施します。

プチ保育は引き続き事業を実施しますが、育児疲れなどの私的利用については、乳児等通園支援事業の開始にあわせ、必要に応じて利用日数を調整します。

③ 病児保育事業

【事業内容】

病児保育は、病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童が、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、一時的に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	回／年	104	219	321	390

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	回／年	429	413	404	393	383

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	回／年	429	413	404	393	383

【確保方策】

本市では、現在2箇所のクリニックにて病児保育室が運営されており、各施設1日に4名まで受入れ可能となっています。令和5年5月からは、利用者登録を電子申請にて登録できるよう整備し、利用者の利便性の向上に努めています。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みであることから、引き続き同様の体制で事業を実施します。

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業内容】

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の子どもを持つ保護者で、子どもの預かり等の援助を受けたい依頼会員と、地域において育児に関する援助をしたい協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【利用状況】

	（単位）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	回／年	1,191	1,089	956	1,231

【量の見込み】

	（単位）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	回／年	1,205	1,167	1,150	1,124	1,106

【確保内容と実施時期】

	（単位）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	回／年	1,205	1,167	1,150	1,124	1,106

【確保方策】

本市のファミリー・サポート・センターは、保育園・児童クラブの送迎を中心に利用されています。今後も保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、事業の周知に努めるとともに、協力会員の養成研修会を開催し、資質向上を図ります。

(2) 子どもの放課後等の居場所づくり

【地域子ども・子育て支援事業】

① 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。

本市では、「児童クラブ」として各学区で実施しています。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	人／日	730	699	563	730

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人／日	750	765	780	795	810
小学1年生	人／日	225	230	235	240	245
小学2年生	人／日	205	209	213	217	221
小学3年生	人／日	170	173	176	179	182
小学4年生	人／日	90	91	92	93	94
小学5年生	人／日	45	46	47	48	49
小学6年生	人／日	15	16	17	18	19

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	人／日	854	834	834	834	834

【確保方策】

児童クラブは、近年、待機児童は発生していません。しかし、一方では共働き世帯の増加により、ニーズが拡大する可能性もあり、施設の拡張や近隣施設の活用も視野に入れながら量的な拡大を図るなど、ニーズを充足できるよう随時検討します。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

P41参照

③ 児童センター・こどもプラザ運営事業

【事業内容】

児童センター2か所、こどもプラザ2か所において、すべての子どもが心身ともに健やかに成長するための一助として、遊び場の提供、親子の交流支援、子育て情報の交換等を行っています。また、4か所のセンター・プラザで休館日をずらして設定しており、土日を含めてどこかの施設を利用できるようにしています。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	回／月	3,711	5,181	5,690	7,365

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	回／月	6,923	6,507	6,441	6,376	6,312

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	回／月	6,923	6,507	6,441	6,376	6,312

【確保方策】

子どもや親子が、気軽に遊びの場として利用できるような環境を整えるとともに、多様な講座や行事を開催します。また、中高生が気軽に立ち寄ることができる居場所づくりの支援をします。

(3) 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的・総合的な取組の展開

【地域子ども・子育て支援事業】

① 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業内容】

ショートステイとは、保護者の疾病等の身体的もしくは精神的理由、環境上の理由により家庭において児童を養育できない場合に一時的に子どもを預かる事業です。

トワイライトステイとは、仕事その他理由により平日夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合、その他緊急の必要がある場合に一時的に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	回／年	0	0	0	0

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	回／年	6	6	6	6	6

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	回／年	6	6	6	6	6

【確保方策】

保護者の疾病等により、一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設においてショートステイ・トワイライトステイを実施しています。令和6年4月から、委託先を2か所増やし、ニーズに対応できるようにしています。

② 子育て支援センター事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業は、「子育て支援センター」とも呼ばれ、公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	回／月	1,385	1,648	1,750	2,038
	箇所	11	11	12	12

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	回／月	1,935	1,821	1,805	1,788	1,782

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	回／月	1,935	1,821	1,805	1,788	1,782
	箇所	11	11	11	11	11

【確保方策】

本市では、保育園5か所及び認定こども園2か所、児童センター2か所、こどもプラザ2か所の合計11か所において子育て支援センターを運営しています。育児相談や親同士の交流機会の確保等、地域の子育て家庭を支援する活動を行っており、各子育て支援センターが特色を生かしつつ、親子が気軽に参加でき、共に楽しみ、児童の成長を実感できるような事業の提供に努めています。

③ 利用者支援事業

【事業内容】

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

【実施状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施箇所数	箇所	2	2	2	2

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	箇所	2	2	2	2	2

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	箇所	2	2	2	2	2
基本型	箇所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

【確保方策】

本市では、行政窓口で一元的に保育園・幼稚園等の入園の相談を始め、子育てに関するあらゆる相談や受付、市公式LINE、子育て支援アプリ「碧っ子ナビ」による配信等情報提供・支援を行っています。

令和7年4月より、こども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

<こども家庭センター>

令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。こども課の「子ども家庭総合支援拠点」と健康課の「子育て世代包括支援センター」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として、「こども家庭センター」を設置することで、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

④ 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面接等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
妊娠届出時の面接	人	579	564	547	523

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊娠届出時の面接	人	511	505	499	493	487

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊娠届出時の面接	人	511	505	499	493	487

【確保方策】

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談など、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実に努めます。

今後も妊娠届出時（母子健康手帳交付時）、妊娠8ヶ月頃、出生後（乳児家庭全戸訪問）の面談および必要時の面談等により、情報提供および相談に応じ、適切な支援を継続します。また、母子健康手帳を交付した全ての妊婦に適切な時期に必要な妊婦健康診査が受けられるよう、健診票の交付（妊婦健康診査費用の補助）および受診勧奨を継続します。



⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

全出生児に対して「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問」として生後2か月前後に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行うとともに、母親の育児状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対し適切な支援につなげます。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	人	533	524	541	495

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	484	476	473	468	467

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	人	484	476	473	468	467

【確保方策】

全出生児に対して実施し、訪問時の様子とともに、産後うつアンケートの結果から、専門職による更なる支援及び適切な子育てのために定期的な支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業につなげていきます。

また、医療機関等からの情報提供がある出生児の場合は、保健師等が訪問するなど適切な時期に訪問し、適切な支援につなげていきます。

⑥ 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、訪問員支援員（保健師等）が計画的に訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行います。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	人	0	0	0	0

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	人	2	2	2	2	2

【確保方策】

今後も、養育支援が必要であると判断した家庭全てに対して実施します。

⑦ 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭で、特に支援が必要と認められる場合に、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児支援を実施します。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	回／年	144	144	144	144	144

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	回／年	144	144	144	144	144

【確保方策】

令和7年4月より子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事・育児支援が必要だと判断した家庭全てに対して実施します。

⑧ 産後ケア事業

【事業内容】

出産後1年以内の母子支援として、一定期間、医療機関又は助産所において宿泊及び通所により、又は助産師等の訪問により、母体の休養及び体力の回復並びに母体及び乳児のケアを実施します。

【利用状況】

	(単位)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
宿泊ケア	日／年	4	3	5	3
通所ケア	日／年	0	2	0	3
訪問ケア	日／年	—	—	—	—

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
宿泊ケア	日／年	21	28	35	42	49
通所ケア	日／年	46	50	55	61	66
訪問ケア	日／年	72	78	84	91	98

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
宿泊ケア	日／年	21	28	35	42	49
通所ケア	日／年	46	50	55	61	66
訪問ケア	日／年	72	78	84	91	98

【確保方策】

令和6年度より、宿泊及び通所ケアに加え、訪問ケアを開始するなど、事業内容の拡充を図っています。今後も支援を必要とする全ての方が利用できるよう、実施機関の確保に努め、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を継続します。

⑨ **実費徴収に係る補足給付事業**（新1号認定、新2号認定、新3号認定）

【事業内容】

幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園に通う低所得世帯児及び第3子以降児（小学3年生までの児童が3人以上いる世帯の児童のうち3人目以降の児童）について、実費徴収された給食費（副食材料費）を助成します。

【利用状況】

	（単位）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用状況	人	6	6	8	8

【量の見込み】

	（単位）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	8	8	8	8	8

【確保内容と実施時期】

	（単位）	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保内容と実施時期	人	8	8	8	8	8

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

【事業内容】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業を令和8年度以降に実施します。

【量の見込み】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	人	—	5	4	4	4
1歳児	人	—	8	8	8	8
2歳児	人	—	6	6	6	6
合計	人	—	19	18	18	18

【確保内容と実施時期】

	(単位)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	人	—	5	4	4	4
1歳児	人	—	8	8	8	8
2歳児	人	—	6	6	6	6
合計	人	—	19	18	18	18

【確保方策】

市内の保育所、認定こども園等において事業を実施し、定員の確保を図ります。

【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施】

幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付について引き続き、着実に進めてまいります。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と緊密に調整を行い、連携を取っていきます。

【幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進】

保育現場では、各年齢や発達に合わせた生活習慣の体得や様々な体験が豊富に得られるような保育内容を構成し、幼児期にふさわしい生活や遊びの環境整備や運営を推進しています。幼稚園・保育園等職員合同の保育内容や実技研修、コンプライアンス研修、事故予防研修、障害児研修、公開保育等の多岐にわたる様々な研修を行い、保育及び幼児教育の資質向上を図っています。

また、幼保小の円滑な連携を推進するための架け橋プログラムに関しては、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等の交流をすると共に、交流への取り組みに対しての幼小の意見交換を行い始めました。研修では、幼稚園教諭が小学校の生活科の研修に、学校教員が幼稚園教育研修会に参加し、幼小の子どもの学びに対する相互理解を深め、今後、学校教育課の協力を得ながら踏み込んだ取り組みができるよう努めます。

今後も社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向を注視し、提供体制を整えていきます。

【子育て支援施策の充実を図るための関連施策】

① 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後休暇及び育児休業後の保育については、入所している児童の環境をむやみに変えないための特例措置として、状況に応じた継続入所が実施できています。今後も、保育サービス等の情報をホームページや広報を通してわかりやすく市民に伝え、出産を控えた母親への情報提供の充実を図ります。

② 市民が安心して子どもを産み育てられる環境整備

各保育園において保育士が本来の保育業務に専念できるように、休憩対応保育士

や事務員、保育アシスタントの配置など、保育環境整備の推進を行っています。さらに、保育のICT化に注力することで、保護者の利便性の向上や保育者の事務負担の軽減に努めます。

また、保育士の確保対策として、民間園に対して潜在保育士の掘り起こしなど、新しい取り組みを実施してまいります。

保育アシスタントや児童クラブの支援員に対し、子育て支援員や放課後児童育成支援員の資格取得はもとより、危機管理をはじめ保育現場に必要な技術や能力の向上のための各種研修の受講を推進し、引き続き、子育て支援従事者の質の向上を図るとともに、保育アシスタントや支援員の発掘と確保に努めます。

放課後子ども教室は、棚尾小学校にて毎週水・木・金曜日に開設しています。小学1～3年生の参加登録児童（約100名）が希望した曜日に参加しています。指導員のもとで宿題や外遊び等の活動を行っています。

そして、児童センターやこどもプラザの他、地域の子どもたちの居場所として、こども食堂などがその役割を担っています。

③ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

近年、全国では児童が死に至る児童虐待が発生しています。児童虐待の発端（原因）は発達障害、家族の病気や育児能力不足、DVなど多様であり、調査や支援に入ることが困難であったり、長期にわたる支援の必要や対応に苦慮するケースも増えてきています。今後、こども家庭センターを中心として、相談、訪問体制を整えきめ細やかな支援に努めます。また、児童相談センターを始め母子・父子自立支援員や学校・保健師・主任児童委員・警察等関係機関と綿密な情報共有と連携を図りながら早期発見と適切な支援につなげます。

④ 労働者の職業生活と家庭生活との両立支援

母子健康手帳交付時の面談や妊娠中の夫婦を対象に開催する「パパママ教室」で、妊産婦の身体の変化や働くためのさまざまな制度についておよび子育てについて等の情報を提供しています。夫婦間のコミュニケーションを大切にし、共に働き・共に育てる、ふたりで子育て・みんなで子育てをし、喜びを感じることができるよう支援していきます。

平成30年5月より病児保育事業が始まり、共稼ぎ家庭やひとり親家庭においては、子どもの病気等で保育園・小学校等に通えない場合に、緊急に病気の子どもを預けることができる場所ができたことで、子育てしながら働きやすい環境が整ってきています。今後も、より利用しやすい運営に努め、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指します。

⑤ ひとり親家庭の自立支援

本市では、児童扶養手当受給世帯の数は減少傾向となっていますが、ひとり親家庭の数はここ数年増加しているため、ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援を引き続き進めていく必要があります。

ひとり親家庭の自立を支援するための取組として、母子・父子自立支援員による生活や就労の相談事業を実施するとともに、ひとり親家庭の保護者を確実な就労に結び付けるため、就業支援専門員との連携強化や自立支援プログラム事業、自立支援給付金等を活用した資格取得機会の創出等、多様な支援体制を構築し、早期の自立を支援します。

また、離婚前から離婚直後の相談等の体制を整え、何よりも子どもの不利益を回避し、保護者の精神的な負担の軽減や安定した生活を得るために必要な知識として、養育費や面会交流等の重要性をはじめ、ひとり親家庭が利用可能な制度や必要な手続き等の紹介を行い、各家庭の状況に応じた支援に努めます。

⑥ 多様性を尊重する保育環境及び発達支援体制の整備

幼稚園及び保育園等においては障害児（3歳以上児）の受入れを行っています。子どもの発達や病名・療育手帳等の取得にあわせ、保育者の対応を1：4から1：1まで加配を行い、子どもが地域で安全かつ充実した生活が過ごせる環境を整えていきます。医療的ケア児の受け入れができるよう、関係機関を含めた相談の場を設けたり、看護師等を配置した園への補助金の支援など環境を整えていきます。

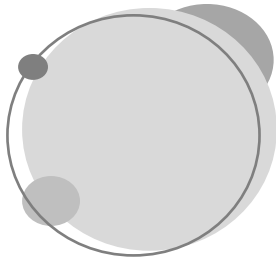
また、本市における外国籍の人口が増加する中で、幼稚園・保育園等に通う園児の人数も増加しており、ポルトガル語の通訳・翻訳に長けた保育補助者による園の巡回訪問を行っています。また、多様な国籍への対応として、園児や保護者とデバイスを活用し、写真画像や動画、翻訳機能を利用しながらコミュニケーションを図っており、今後もコミュニケーションをとる上での有効的な手段について、検討していきます。

療育が必要な子どもに対しては、親子通園施設「にじの学園」にて子どもの発達等に応じた療育を行い、子どもの発達を促すとともに、保護者の子ども特性理解や保護者自身の心理面への支援を行っています。発達が気になる2，3歳の子どもとその保護者に対しては、早期療育親子支援事業として、その子にあった育て方を学ぶ発達支援教室を実施しています。18歳未満の子どもの発達に関する相談や支援者への支援も行っています。具体的には保護者向けに、専門職による発達相談や講習会を実施し、子どもの特徴への理解と家庭等でできる対応についてアドバイス等を行っています。支援者向けには、幼稚園・保育園等及び市内小中学校、児童クラブ等への巡回支援において、子どもの気になる行動に対しての原因究明や支援方法の提案をし、支援員が子どもの特徴を理解し子どもに合った支援ができるように、

サポートをしています。また、支援者向けにプログラム化した研修を実施し、支援者のスキルアップを図っています。

今後について、現在は子どもの発達を支援する場所が、市役所やあいくる、にじの学園などに分散していますが、公立園統合により空き施設となる予定の大浜幼稚園に機能を集約し、子どもの発達支援において中核的な役割を担う総合拠点化を目指します。

今後も引き続きインクルーシブな考えを取り入れ、障害児に向けた療育支援や外国籍世帯に対する支援を行い、小学校とも連携をとることによって、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図っていきます。



資料編

1 子ども・子育て会議

(1) 碧南市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 29 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、碧南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置く。

- 2 会長は、市長が任命する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部こども課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年碧南市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 障害程度区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員 日額 7,000 円

附 則（令和5年3月27日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 子ども・子育て会議委員

機関名および団体名	代表委員名
碧南市主任児童委員部会	鈴木 政枝
碧南市民生委員児童委員協議会	小田 直樹
碧南市民間保育園長会	水野 裕子
碧南市医師会	杉浦 時雄
碧南歯科医師会	杉浦 龍一
碧南市小中学校長会	兵藤 俊宏
碧南市小中学校幼稚園PTA連絡協議会	清澤 和音
碧南市保育所等父母の会連絡協議会	角谷 亜哉
碧南市青少年育成推進員連絡会	水野 紀子
にしお特別支援学校 みどり会	長濱 みち
刈谷公共職業安定所碧南出張所	森 繁一
碧南青年会議所	石川 史朗
衣浦三水会	鈴木 忠義
連合愛知 三河西地域協議会	稲生 貴弘
碧南警察署	田邊 光徳
刈谷児童相談センター	近藤 雅明
碧南市母子寡婦福祉会	加藤 里美
市民代表	栗並 えみ
市民代表	安本 直美
岡崎女子短期大学	渡部 努

令和7年3月現在

2 策定経過

年月日		内 容
令和5年度	令和5年11月13日	子ども・子育て会議 1. 碧南市子ども・子育て支援事業計画の概要について 2. ニーズ調査（アンケート）について
	令和5年12月1日から 令和5年12月18日	アンケート調査 ・子育て支援に関するアンケート調査
	令和6年2月27日	子ども・子育て会議 1. 碧南市子ども・子育て支援事業計画のアンケート結果について 2. 令和5年度碧南市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 3. 令和6年度の保育園・こども園・幼稚園・児童クラブの申し込み状況について 4. 第2期碧南市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
令和6年度	令和6年8月9日	子ども・子育て会議 1. 第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2. 家庭的保育事業等（小規模保育事業）の認可等について
	令和6年10月7日	子ども・子育て会議 1. 第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画（案）について
	令和6年12月17日から 令和7年1月17日	パブリックコメント ・「第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画（案）」への意見募集について
	令和7年2月17日	子ども・子育て会議 1. 第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画（案）について 2. 令和6年度碧南市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 3. 令和7年度の保育園・こども園・幼稚園・児童クラブの申し込み状況について

3 用語解説

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ

性別や国籍、障害の有無などに関係なく認め合い共生すること。

【か行】

核家族

「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」、「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」のこと。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

私学助成幼稚園

令和元年から実施された幼児教育・保育の無償化について、子ども・子育て支援制度に移行せず、従前の制度で運営をつづける私立幼稚園。

児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）に支給される手当。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

就学援助

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校でかかる費用（学用品費・学校給食費など）の一部を援助する制度。

就業支援専門員

マザーズハローワーク等への同行支援など、就労・キャリアアップに向けた助言、情報提供等の就業支援を行う者。

潜在保育士

保育士資格を持っているが、保育園や認定こども園など、保育に関する施設に就業していない者。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

【は行】

保育のＩＣＴ化

保育所や幼稚園などにインターネットやスマホアプリを活用した保育システムを導入することで、保育者の働きやすき環境づくりや保護者との円滑な連絡手段を実現し、保育の質の向上を図る。

パブリックコメント

市の基本的な政策などを決定する前に、趣旨、目的、政策案などを公表し、期間を決めて広く公に意見を募集し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う手続き。

母子・父子自立支援員

母子家庭の母及び父子家庭の父又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談や生活一般についての相談に応じるとともに、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当などに関する相談及び支援を行う者。

【や行】

要保護児童・生徒

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。

【英字】

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

第3期碧南市子ども・子育て支援事業計画

発 行：令和7年3月

発行者：碧南市

愛知県碧南市松本町 28 番地

編 集：碧南市 福祉こども部 こども課

電 話：0566-41-3311

F A X：0566-48-2940